

第3回介護保険運営審議会

(1) 第8次計画期間中の施設整備について

1. 施設整備の要望

圏域	区分	サービス種類		実施予定	規模
北部	①新規	地域密着型	認知症対応型通所介護	R3	2ユニット(2人)
中部	②新規	施設	介護医療院	未定	100床
南部	③変更	—	特定施設入居者生活介護	R3	10床→19床
		—	住宅型	R3	9床→0床
	④新規	地域密着型	認知症対応型共同生活介護	R4	2ユニット(18人)
	⑤変更	地域密着型	認知症対応型共同生活介護	R2～3	15人→9人
	⑥変更	—	特定施設入居者生活介護	R3	10床→20床
		—	住宅型	R3	10床→0床

2. 施設整備の必要性の検討

- ・ 主な介護者は高齢者が大きな割合を占め、認知症への対応を最も不安に感じている。
- ・ 在宅介護を継続するために、訪問系サービス、移送サービス、安否確認の需要が高い。
- ・ 施設入所や居住系サービスの需要は一定数ある。
- ・ 施設整備率は9市の中で最も高い。
- ・ 慢性的な人材不足の中、既存の事業所と人材の取り合いになりかねない。

3. 現時点での介護保険料基準額の試算

勝山市介護給付費準備基金の状況	令和元年度末現在高	156,320千円
	第8期取り崩し予定額	80,000千円

第8期介護保険料基準額(案)

- | | |
|---|------------------|
| ① 特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備 | <u>月額約6,005円</u> |
| ② 特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護を整備 | <u>月額約5,951円</u> |
| ③ 整備を見込まない | <u>月額約5,903円</u> |

4. 現時点での介護保険料基準額（年額）の試算

(100円未満切り捨て)

	係数	現行	基準額1	基準額2	要件	
		5,900	6,000	6,100		
		介護保険料(年額)				
第1段階	0.3	21,300	21,600	21,900	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階	0.5	35,400	36,000	36,600	世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階	0.7	49,600	50,400	51,200	世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	0.9	63,700	64,800	65,800	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第5段階	1	70,800	72,000	73,200	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第6段階	1.2	84,900	86,400	87,800	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	1.3	92,000	93,600	95,100	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	1.5	106,200	108,000	109,800	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満
第9段階	1.7	120,300	122,400	124,400	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満
第10段階	1.75	123,900	126,000	128,100	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が500万円以上

第1段階～第3段階の介護保険料は令和2年度より消費税率引上げに伴う軽減措置により減額されています。

(2) きらめきプラン2 1-8 素案 …… 「別紙 資料」参照

現在までの進行状況 第1～3章

【総論 I】

第 1 章

計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の背景

平成30年度（2018年度）からの国の第7期以後の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となり、ますます高齢化が進展する2025年に向け、第6期で構築した地域包括ケアシステム（※1）を段階的に構築することとなっています。そして、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え計画に位置付けることが求められています。

令和2年6月には地域共生社会を実現するために社会福祉法等の一部改正が公布されました。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるとされています。

それらを踏まえ、国の第8期の基本指針において計画に記載する事項として、①2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、②地域共生社会の実現、③介護予防・健康づくり施策の充実・推進、④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進等、多岐にわたるものとなっています。

当市における「第8次老人福祉計画・介護保険事業計画」は、上記の国の基本指針を念頭に置いて、高齢者の現状を把握するとともに、今後取り組むべき課題を明確にし、地域の実情に応じた高齢者福祉、医療と介護の体制強化を継続的かつ確実に取り組んでいくことを目的に策定いたしました。なお、策定にあたり、高齢者を取り巻く環境の変化、介護給付費等の実績データ、日常生活圏域ごとのアンケート調査等を踏まえ、各種介護サービス及び福祉サービス事業を量及び質の面から評価・検証し、前計画からの見直しを図りました。

（※1）地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制のこと

2. 計画の位置づけ

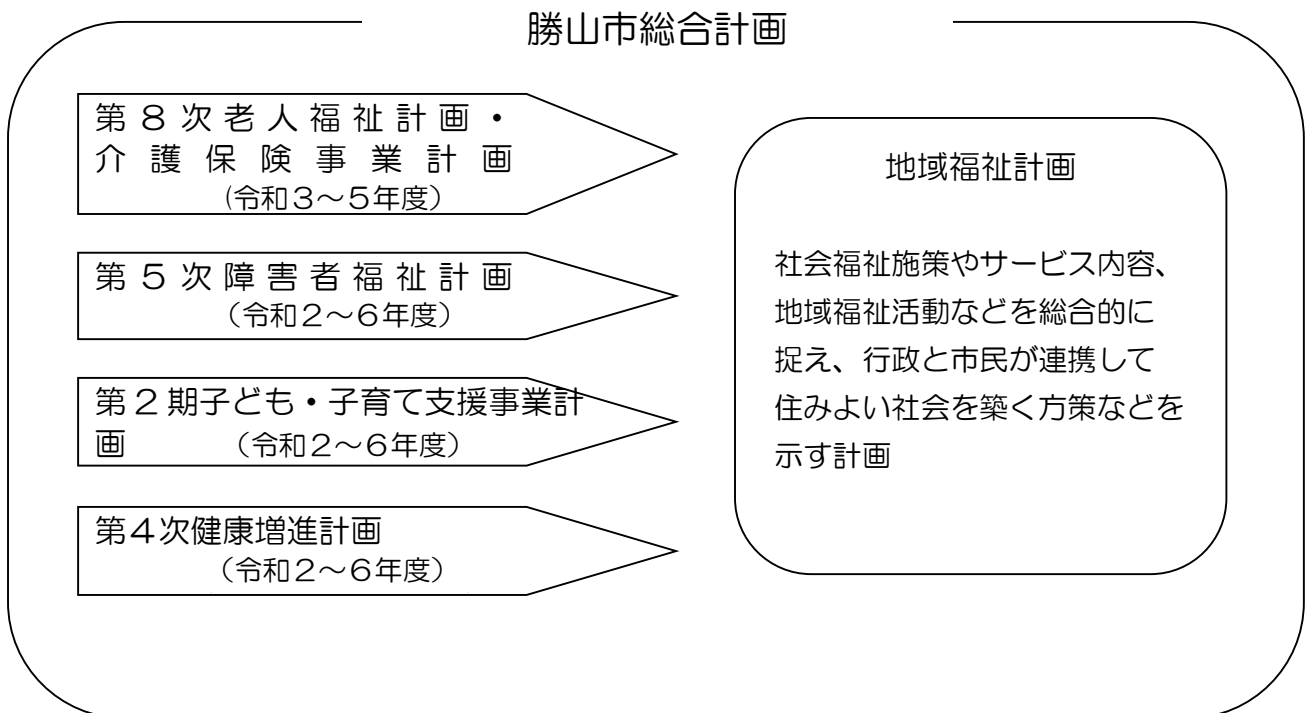
老人福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める、高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

一方、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条の規定により要介護者等の人数や利用動向を勘案し、各種介護保険給付対象サービス量の見込みを定め、供給量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基盤となる計画で、保険給付の円滑な実施のため、3 年間で 1 期としています。

老人福祉計画については、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって、老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされていることから、介護保険事業計画との連携と調和を保つためにも一体的に策定を行っています。

「高齢者きらめきプラン 21-8 第 8 次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」の策定（介護保険料の見直しを含む）にあたっては、国の第 8 期介護保険事業計画基本指針に沿って、「福井県老人福祉計画」「福井県介護保険事業支援計画」との整合性を確保しつつ、市の上位計画である「勝山市総合計画」や「勝山市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図っています。

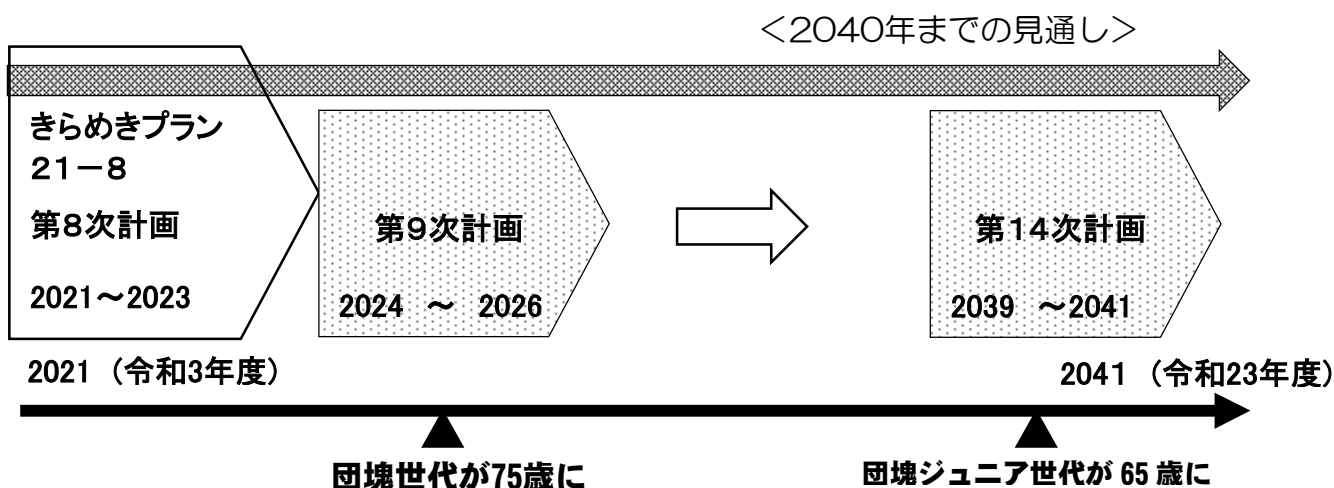
■第 8 次老人福祉計画・介護保険事業計画と地域福祉計画等との関係



3. 計画の期間と管理

本計画が対象とする期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3ヶ年計画です。なお、本計画は第7次計画までの取組みを踏まえ、第8次計画以降、2025年及び2040年に向け、地域包括ケアシステムの進化・推進を図ります。

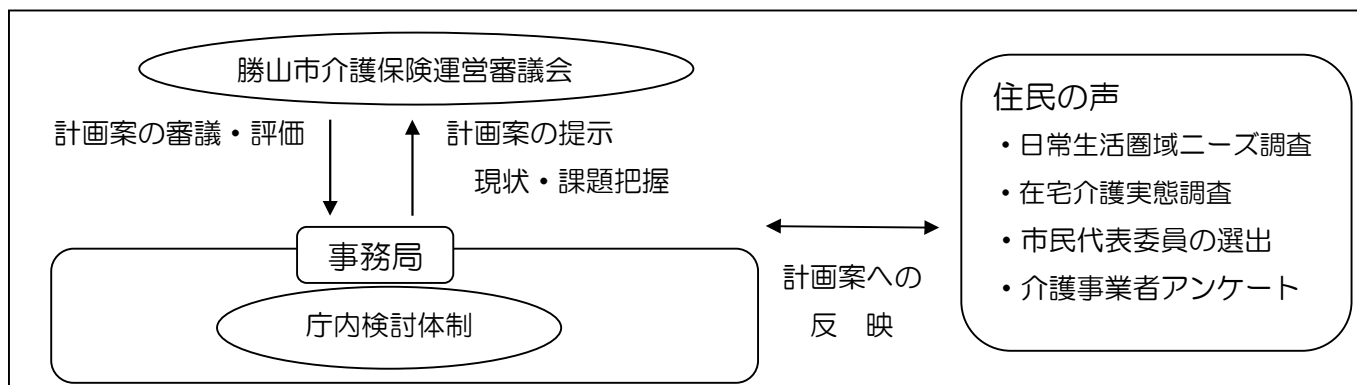
2025年及び2040年を見据えた介護保険事業計画の策定



4. 計画の策定体制

(1) 勝山市介護保険運営審議会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、医療、保健、福祉関係者、公募による市民代表等による「勝山市介護保険運営審議会」を設置し、第7次計画の評価を行った上で、実務検討部会等で練った第8次計画案について様々な視点から審議してきました。



(2) パブリックコメントの実施

本素案を公表し市民等からの意見を広く募集して、意見集約を行っています。

(3) 生活圏域ごとのニーズ調査の実施

65歳以上の高齢者及び要介護認定者、介護事業所を対象とした高齢者基礎調査、またこれまで行った、事業所や介護者家族への各種アンケート調査の結果から、現状、課題を洗い出し、今後の施策の方向性について計画に反映しました。

5. 評価

【第 7 次老人福祉計画・介護保険事業計画 評価】

基本 目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
①高齢者の生きがいを確保するの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ活動への助成 ・ふれあいサロン事業の実施 ・健康長寿！一番体操教室の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ及び高齢者連合会が行う健康づくり活動へ補助金を交付 ・フレイル予防事業を実施（R1）。フレイルサポーター養成講座（1 回）、健康長寿！一番体操教室実施地区において、フレイルチェック（2 回）、フレイル予防講座（2 回）を実施 ・地区サロン等において、フレイル予防に関する普及啓発 34 回（R1） ・リハビリテーション専門職による介護予防の助言指導 9 回（R1）
		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策の強化（認知症初期集中支援チームの設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームを設置し、検討委員会を開催（2 回/年） ・認知症カフェ 21 回（R1）、認知症フェア（R1）の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、生活支援サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントを通じた、訪問型 A（軽微な生活支援）、通所型 C（短期集中型）サービスの実施 ・民間や市民が主体となったサロンの実施 ・高齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントを通じ、利用者に必要な訪問型 A 及び通所型 C サービスを提供 ・まちなかカフェ、地区サロンの実施 ・生活支援コーディネーターを中心に、地域の集いの場づくりを推進 ・買い物支援体制の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員を中心とした、地域での見守り活動 ・避難行動要支援者登録を通じた見守り活動 ・地域見守り活動協定事業所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者登録名簿を区長や民生委員に提供し、要支援者の見守りを実施 ・給食サービス事業やふれあいサロン事業を実施し、地域の高齢者の見守りを実施 ・新たに市内金融機関等 6 事業所と地域見守り活動協定を締結（R2） 	

①高齢者の生きがいと健康への推進	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいつくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動の活性化を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・囲碁・将棋講座などボランティアによる生きがいつくり講座を実施 ・地域いきいきサポーター養成講座1回(R1)、地域いきいきサポーターステップアップ講座1回(R1)を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくり事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の駅「湯ったり勝山」での介護予防事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の駅 湯ったり勝山を活用したお出かけサロンとアンチエイジング講座を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉サービスの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム、救急医療情報キットの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム設置台数168台(R2.3月末現在) ・救急医療キットを民生委員からの依頼により配布
	評 価		課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・新たにフレイル予防に取り組み、介護予防事業を充実することができた ・高齢化率が上昇しているが、要介護認定率が減少している <p>◎健康寿命の延伸</p> <p>H27 男78.4歳 女83.4歳 H29 男78.4歳 女84.4歳</p> <p>◎要介護認定率</p> <p>H28 18.3% → R1 18.4%</p> <p>◎新規認定者数</p> <p>H28 356人 → R1 358人</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数の増加に伴い、虚弱になる前のフレイル予防が必要 ・感染症対策を踏まえた健康づくり・介護予防、集いの場づくりの検討が必要 ・要支援・要介護認定申請の原因疾患は、認知症が38%となっており、今後ますます認知症予防の取り組みが必要 ・独居・高齢者夫婦世帯の増加に伴い、高齢者の生活ニーズを把握し、多様なサービスの検討が必要 	
②高齢者介護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 ・地域包括ケアシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア個別会議を実施し、自立に向けたケアマネジメントと効果的なサービス等の提供、地域課題の検討と新たなサービスの開発 ・多職種連携会議等により関係者のつながりを深めるとともに、地域への在宅医療・介護の普及啓発 ・介護人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例相談会4回(R1)、地域ケア個別会議4回(R1)、地域ケア推進会議1回(R1)を実施 ・各地区公民館において、勝山市社会福祉協議会と共同で多職種連携研修会を開催(H30、R1) ・介護人材確保奨励金交付事業の実施

② 高齢者介護体制の充実	評 価	課 題	
	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画に沿った介護サービスの整備。 地域ケア会議、多職種連携研修会を継続実施することにより、参加者同士の顔のみえる関係づくりや地域課題の共通理解につながった 市民への在宅介護に関する普及啓発ができた ◎介護サービス利用率 H28 93.3% → R1 94.1% ◎居宅サービス及び地域密着型サービス受給率 H28 73.8% → R1 75.5%	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズを把握し、施設整備、生活支援等について検討する 地域包括ケアシステムの強化のため、在宅医療介護連携、地域ケア推進会議を継続していく 認知症になっても安心して暮らすことができることを目指し、市民への普及啓発、認知症の方と家族を支援する体制が必要 	
③ 高齢者総合相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの更なるPR、健康の駅での相談窓口との連携 困難事例に対し、多職種と連携した相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市内のスーパー、銀行等に地域包括支援センターのチラシを配布。介護予防教室や訪問において周知 生活困窮や複雑な家庭の問題を抱える事例について、福祉や社協等と連携して対応を行った
	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護支援事業の実施 要介護老人介護者支援金支給事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護支援事業6件（R1） 認知症家族のお話会6回（R1）
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止ネットワーク会議、研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止ネットワーク会議2回（R1）。事業所対象の虐待防止研修会3回（R1）。高齢者虐待に関する相談、対応
	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の周知と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見普及啓発・活用促進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福井市と連携し、成年後見制度基本計画の策定と中核機関の設置に向けた準備
	<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p style="text-align: center;">課 題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 他機関と連携をとりながら、複雑な問題を抱える事例に対応している ◎地域包括支援センターの相談件数 H28 1,404件 → R1 2,240件	<ul style="list-style-type: none"> 複雑な多問題を抱える家族に対して、医療、介護、福祉、地域等と連携した支援体制が必要 高齢者の増大に伴い、相談件数が増加すると考えられ、地域包括支援センターの窓口の周知と体制強化が必要 		

【第8次勝山市総合計画における施策指標】

要介護認定率	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標値	18.4%	18.4%	18.3%	18.0%	18.0%	18.0%
実績値	18.0%	18.4%	17.8%	—	—	—

健康寿命の延伸	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標値(男)	78.6歳	78.6歳	78.6歳	78.7歳	78.7歳	78.7歳
目標値(女)	84.0歳	84.0歳	84.0歳	84.5歳	84.5歳	84.5歳
実績値(男)	78.4歳	78.0歳	—	—	—	—
実績値(女)	84.4歳	84.1歳	—	—	—	—

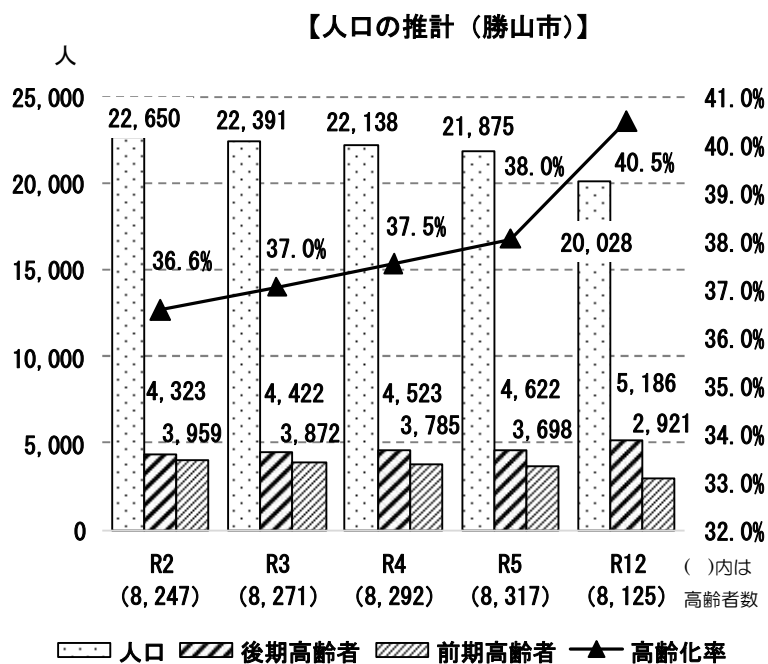
※健康寿命・・・要介護2～5を健康でない期間として設定。介護保険制度を利用した簡易的なものであり、疾病や若年者の障害については考慮しない。国などが算出するものとは一致しない。
健康寿命は実績値の公表が翌々年となるため、県の集計年度と1年ずれる。(H30実績は県公表のH29実績となる)

6. 第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要

(1) 勝山市の現状

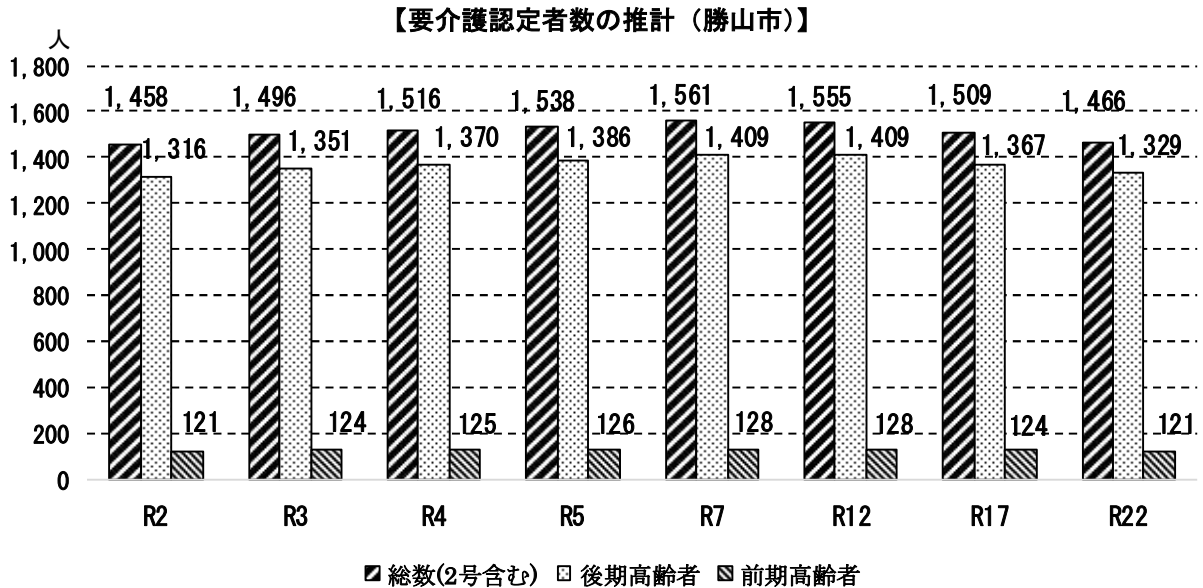
【高齢者数の推移と推計】

- ①令和2年時点で、高齢化率は36.6%、支え手となる人口が減少する。
- ②圏域別では、中部圏域の高齢化率が高い。(P.19参照)
- ③ひとり暮らし、高齢者のみ世帯が増加する。(P.16参照)
- ④認知症高齢者数は年々増加していく。
- ⑤75歳以上の後期高齢者数が増加する。



【要介護・要支援認定者の推移と推計】

- ①要介護・要支援認定者数は後期高齢者の増加に伴ってゆるやかに増加し、令和 7 年から令和 12 年にピークを迎えると見込まれる。
- ②要介護認定率は、後期高齢者の増加と前期高齢者の減少により、上昇すると見込まれる。
- ③介護予防事業等により要介護認定率の上昇を抑制していく。



【勝山市の介護保険の現状】

- ①県内 9 市の中で、要介護認定率は 5 番目である。
- ②県内 9 市の中で、施設整備率は 33.7% で最も高い。
- ③後期高齢者のうち 3 割が要介護認定を受けている。
- ④要介護認定者のうち 3 人に 1 人が認知症である。

(R2.1)			(R2.1)	
施設・居住系の ベッド数	要 介 護 認定者数	施設整備率	介護サービス利用率	1人当たりの費用/月
499	1,472 人	33.9%	93.5%	151,410 円

- ※高齢者・・・65 歳以上（＝第 1 号被保険者）
- ※前期高齢者・・・65 歳以上 75 歳未満
- ※後期高齢者・・・75 歳以上
- ※高齢化率・・・人口に占める高齢者の割合
- ※第 2 号被保険者・・・40 歳以上 65 歳未満
- ※要介護認定率・・・高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合
- ※施設整備率・・・入所施設のベッド数/要介護・要支援認定者数
- ※介護サービス利用率・・・要介護・要支援認定者のうち、介護サービスを利用している方の割合

(2) 介護保険制度改正の主な内容

地域共生社会の実現
<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援・ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進・ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進・ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化・ 社会福祉連携推進法人制度の創設
持続可能な制度の再構築
<ul style="list-style-type: none">・ 1号保険料と2号保険料の負担割合の据え置き 第1号保険料（23%） 2号保険料（27%）・ 特定入所者介護サービス費の見直し （負担上限額を医療保険の高額療養費で制度の負担上限額に合わせる）・ 高額介護（予防）サービス費の見直し （高額介護サービス費の負担限度額のうち、現行の現役並み所得者の上限額の見直しを行う）・ 要介護認定期間の延長 （更新認定で前回の要介護度と同じ二次判定された場合、有効期限の上限を48ヶ月に延長する）

(3) 基本理念

『安心して暮らせる長寿社会の実現』

基本目標（重点項目）	第8次計画の主な取り組み
<p>①高年齢者の健康づくりと生きがいがづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の健康づくりの推進 ・元気な高年齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいがづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防事業の推進 ・介護予防事業等による集いの場づくりの推進 ・高年齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の推進 ・リハビリテーション専門職を活用した介護予防事業ふれあいサロン事業の実施 ・ボランティアの育成と活動の活性化を支援
<p>②高年齢者介護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する高年齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 ・介護予防、生活支援サービスの充実 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症対策の充実 ・地域の高年齢者見守り活動の推進 ・高年齢者福祉サービスの推進 ・介護給付の適正化 ・介護人材の確保・育成・定着 ・高年齢者の住まいの確保 ・災害に対する備え ・新型インフルエンザ等の感染症対策の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や医療・介護関係者等への自立支援、重度化防止の普及啓発 ・高年齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出 ・地域ケア個別会議、多職種連携研修会の実施 ・在宅医療・介護の普及啓発 ・介護人材の確保 ・認知症相談窓口の周知 ・民生委員や地域見守り活動協定事業所等と連携した見守り活動の実施 ・緊急通報システム、救急医療情報キットの設置 ・医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業の実施
<p>③高年齢者総合相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化 ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 ・高年齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの周知 ・重層的支援体制整備の検討 ・家族介護支援事業の実施 ・成年後見制度利用促進体制の充実 ・成年後見制度・高年齢者虐待防止の普及啓発 ・高年齢者虐待防止ネットワーク会議、出前研修会の実施

(4) 介護保険サービスの整備について

1) 第7次計画期間中の介護サービス整備状況

- ①小規模多機能型居宅介護 11名の登録定員増
- ②介護予防通所介護相当サービス 10名の登録定員新設

2) 第8次計画期間中の介護サービス整備

①地域密着型サービス

介護保険サービスのうち、地域密着型サービスは保険者が指定します。

要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で生活することができるよう、日常生活圏域（中学校区）ごとに整備を行っています。

第8次計画期間中のサービス整備予定、限度数は下記のとおりとします。

サービス種類	第7次までの限度数	第7次までの整備数				第8次限度基準	第8次期間の限度数
		南部	中部	北部	合計		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	—	—	—	0		
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	0		
地域密着型通所介護	0	0	2	0	2		
認知症対応型通所介護	0	1	1	0	2		
小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	2		
認知症対応型共同生活介護	0	1	1	1	3		
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—	—	—	0		
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	0	0	1	0	1		
複合型サービス	0	—	—	—	0		

②地域密着型以外の介護サービス

【総論Ⅱ】

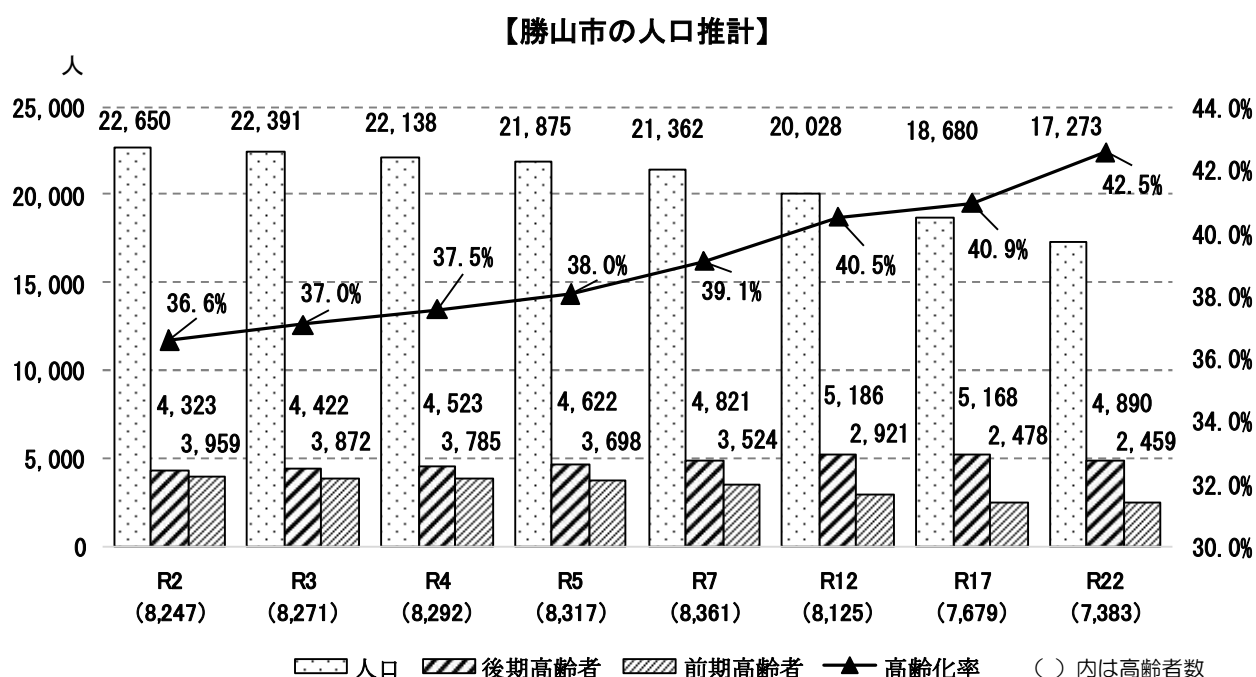
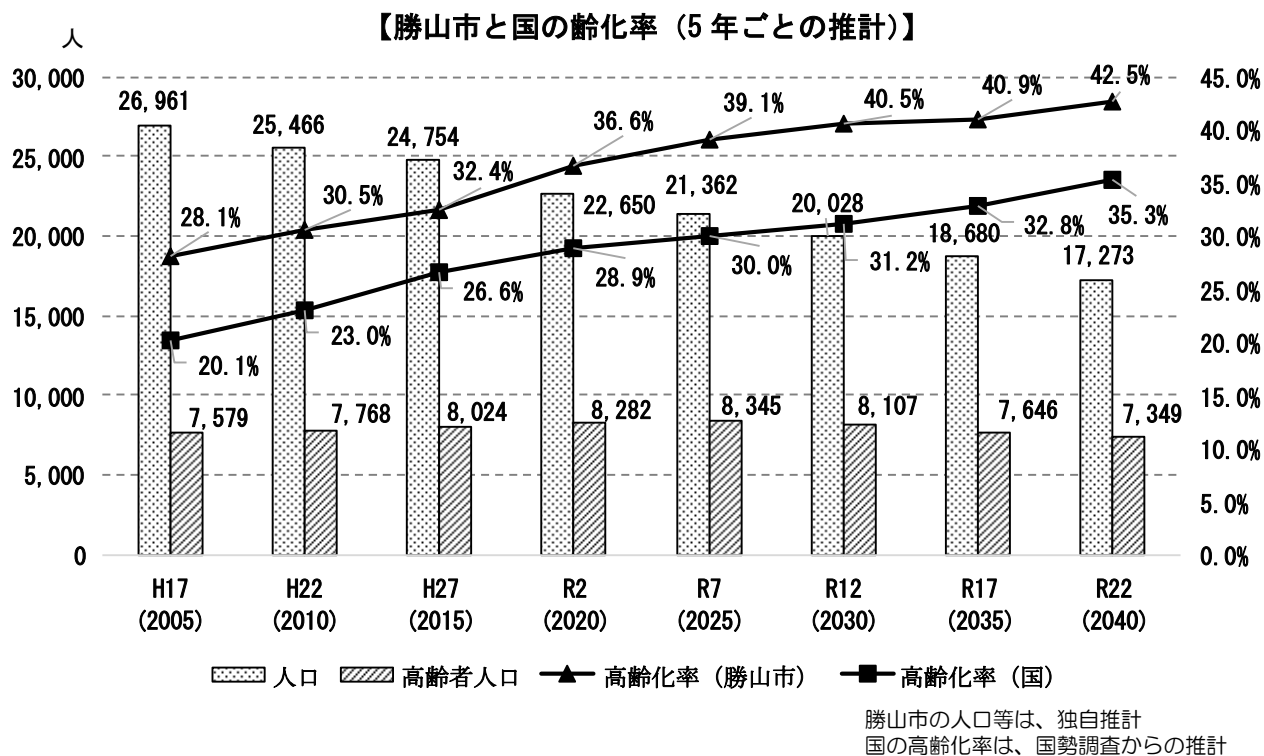
第2章

高齢者を取り巻く現状

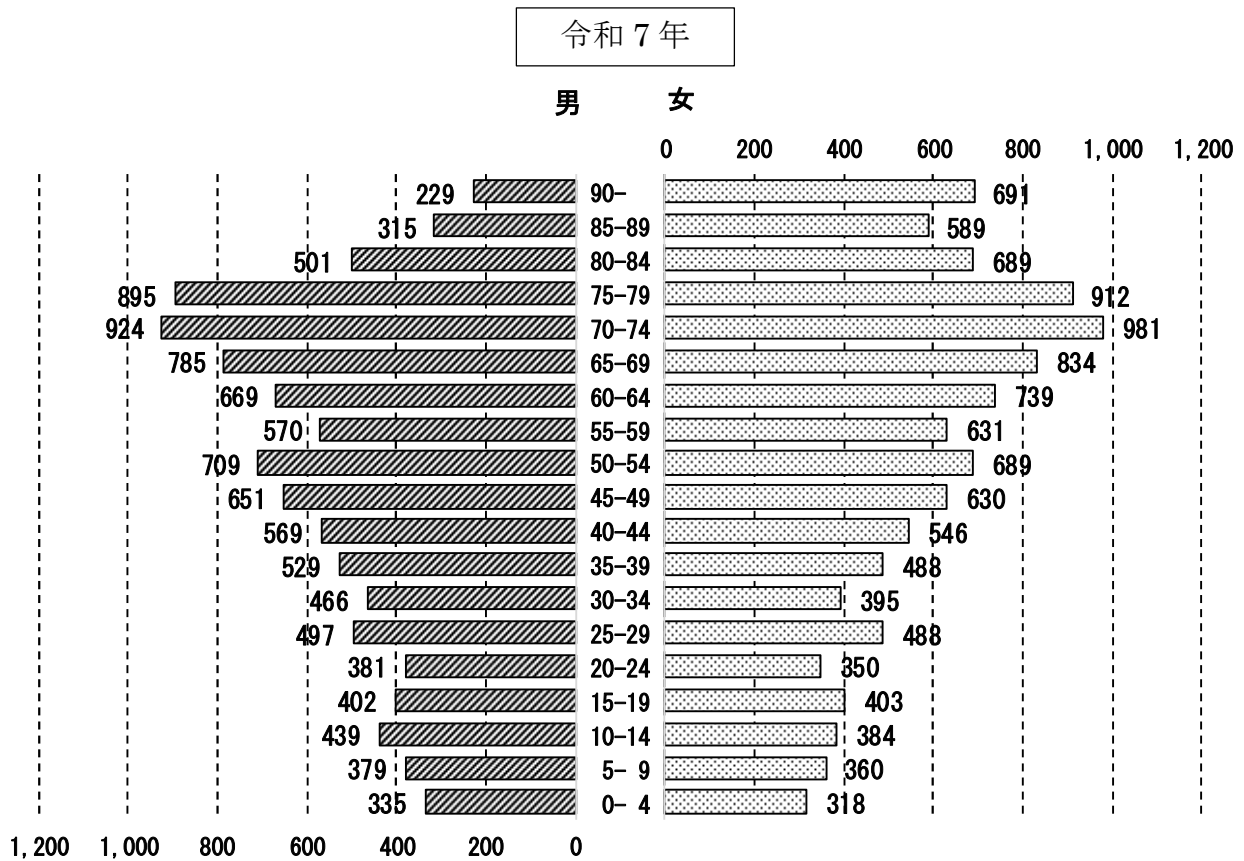
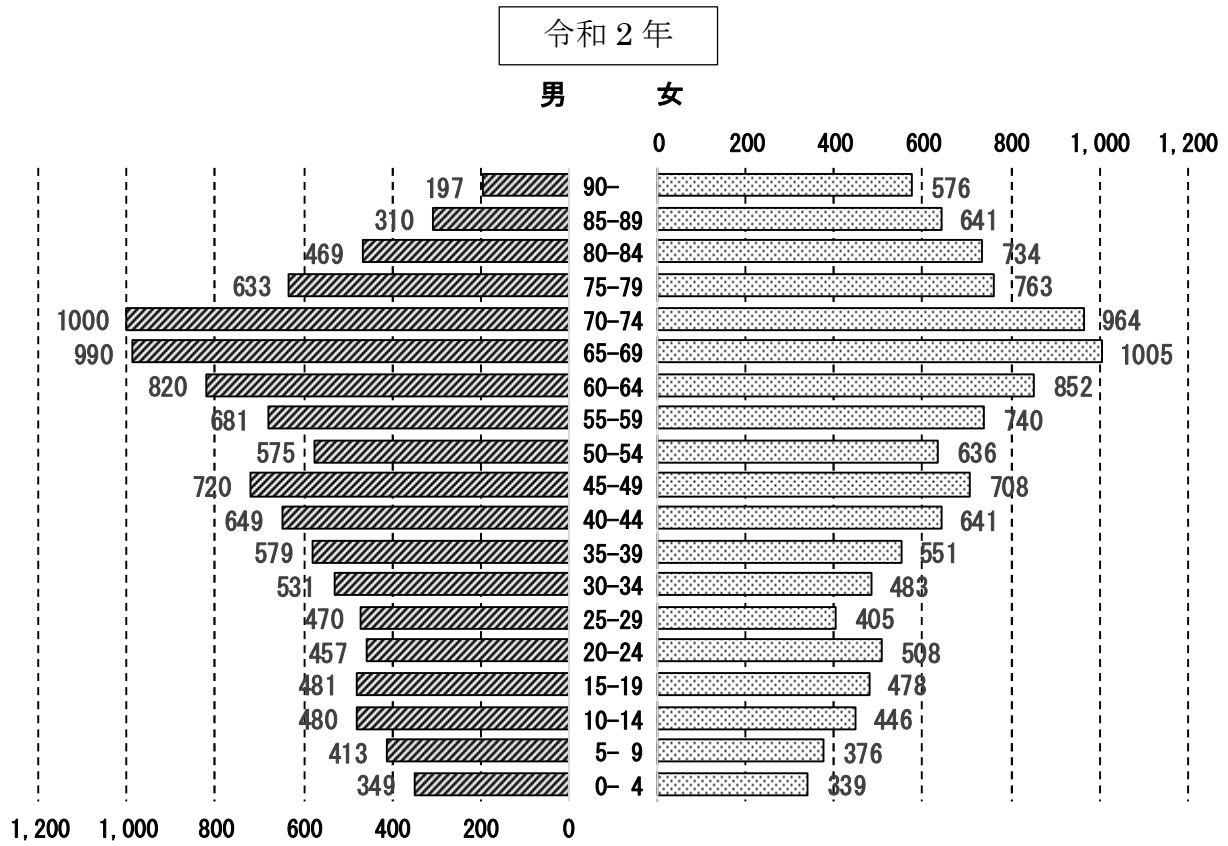
1. 人口推移と推計

勝山市の総人口は年々減少しており、令和7（2025年）には21,362人になると推計しています。また、男女とも65歳未満の人口が減少しています。

その一方で、高齢者数及び高齢化率は増加しています。団塊の世代が後期高齢者世代となる令和7年（2025年）以降も後期高齢者数は増え続け、高齢化率についても令和7年時点で39.1%となる見込みです。高齢化率の上昇は、65歳未満の人口減少も大きな要因となっています。



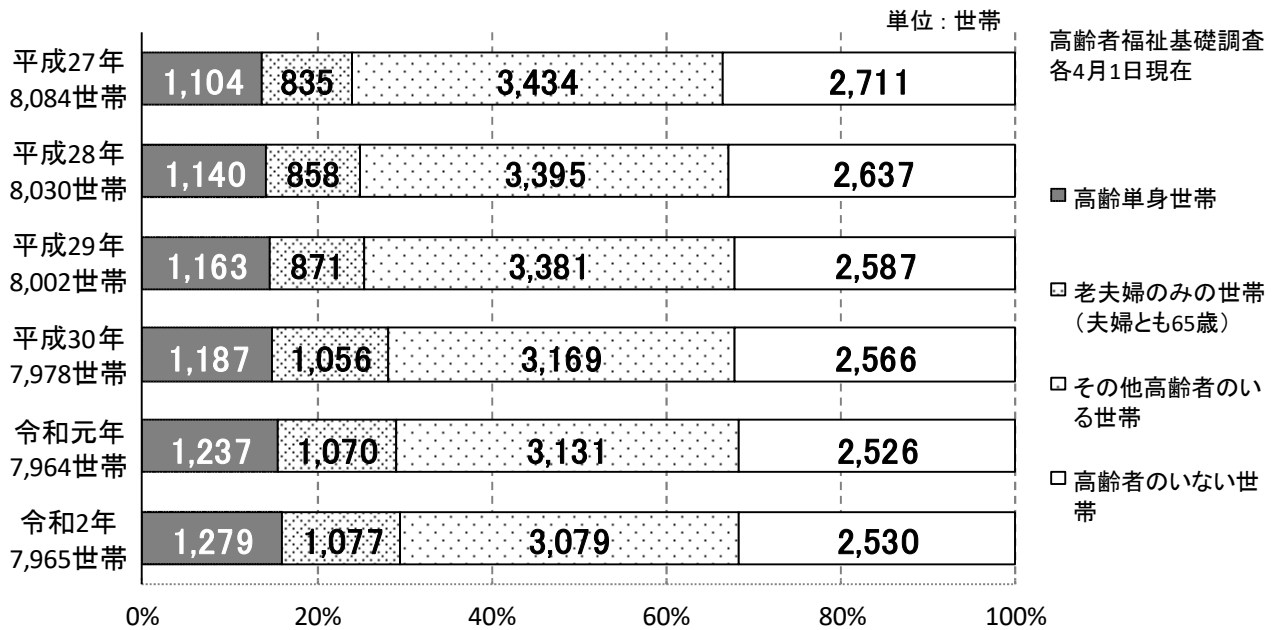
【勝山市の人口構成】



2. 世帯構成の状況

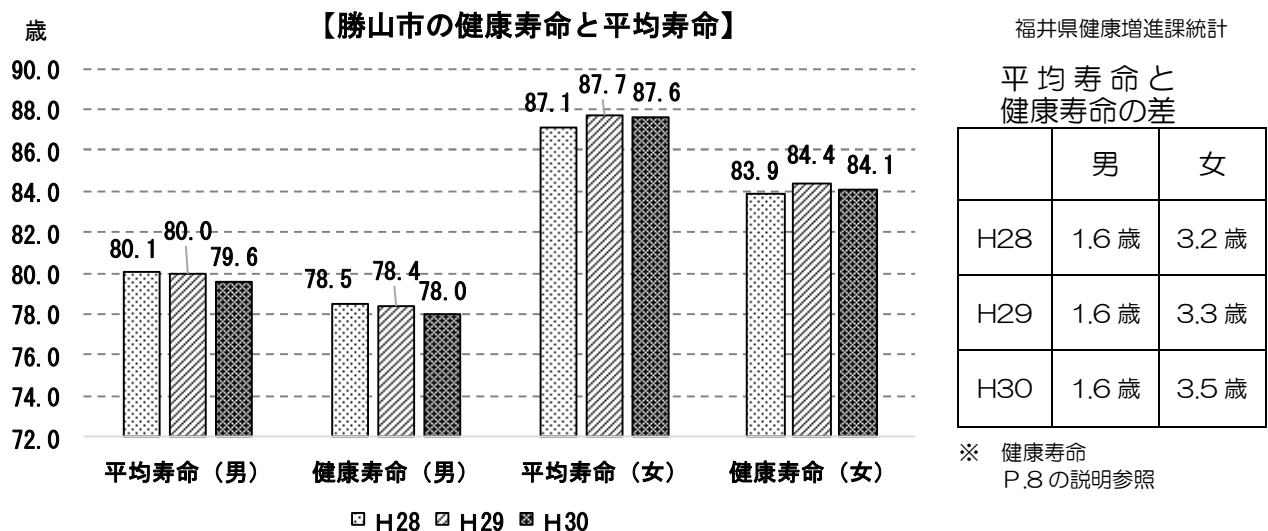
勝山市の総世帯数は、平成27年の8,084世帯と比べ、令和2年時点で7,965世帯となり、119世帯減少しています。高齢単身世帯と老夫婦のみの世帯が増加しており、老々介護世帯など、地域で何らかの支援が必要な世帯の割合も増えていと考えられます。核家族化が進んでいることもあり、引き続き行政と連携した地域ぐるみでの見守り体制の強化が重要となっています。

【世帯構成の推移】



3. 平均寿命と健康寿命

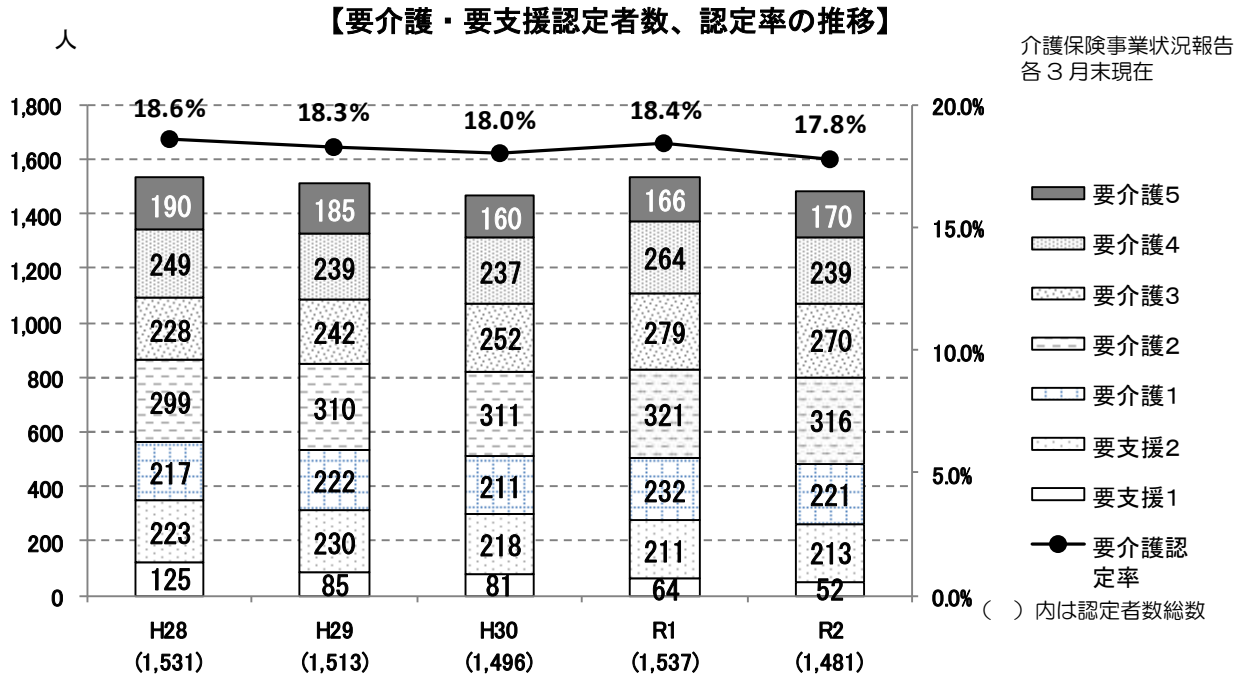
平均寿命と健康寿命の差は、平成30年で男性は1.6歳、女性が3.5歳となっています。この期間が要介護状態である期間と考えられ、平成28年と比べると、男性は同じ、女性は0.2歳上がりました。健康寿命と平均寿命の差を少しでも短くすることを目標にして、各種取り組みを進めていく必要があります。



4. 要介護・要支援認定者数の推移と推計

(1) 要介護認定者の推移

勝山市の要介護・要支援認定者数を介護度別に見ると、平成28年度から令和2年度の5年間で要支援者の割合が減少しています。特に要支援1では、平成28年度の介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、総合事業対象者としてサービスを利用することができるようになったため、減少しています。要介護認定率は、近年18%台から減少傾向で推移しています。



(2) 要介護・要支援認定者の内訳

【第1号被保険者数、認定者、認定率】

介護保険事業状況報告
R2.3月末現在

内 訳	被保険者数	要支援者	要介護者数	認定者合計	認定率
第1号被保険者	8,208	259	1,200	1,459	17.8%
前期高齢者	3,839	29	92	121	3.2%
後期高齢者	4,369	230	1,108	1,338	30.6%

75歳以上の後期高齢者のうち、約3割が要介護認定を受けています。

【後期高齢者の介護度別認定者】

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
46人	184人	207人	281人	248人	221人	151人	1,338人
3.5%	13.8%	15.4%	21.0%	18.5%	16.5%	11.3%	100%

後期高齢者の介護度別割合は、要介護2の方が多いですが、大きな差は見られません。

(3) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の推計と実績

前期高齢者、後期高齢者ともに、推計値よりも実績値が低くなっています。推計よりも早い速度で被保険者数が減少しています。(推計値は第7次計画時の値) 実績値は9月末現在

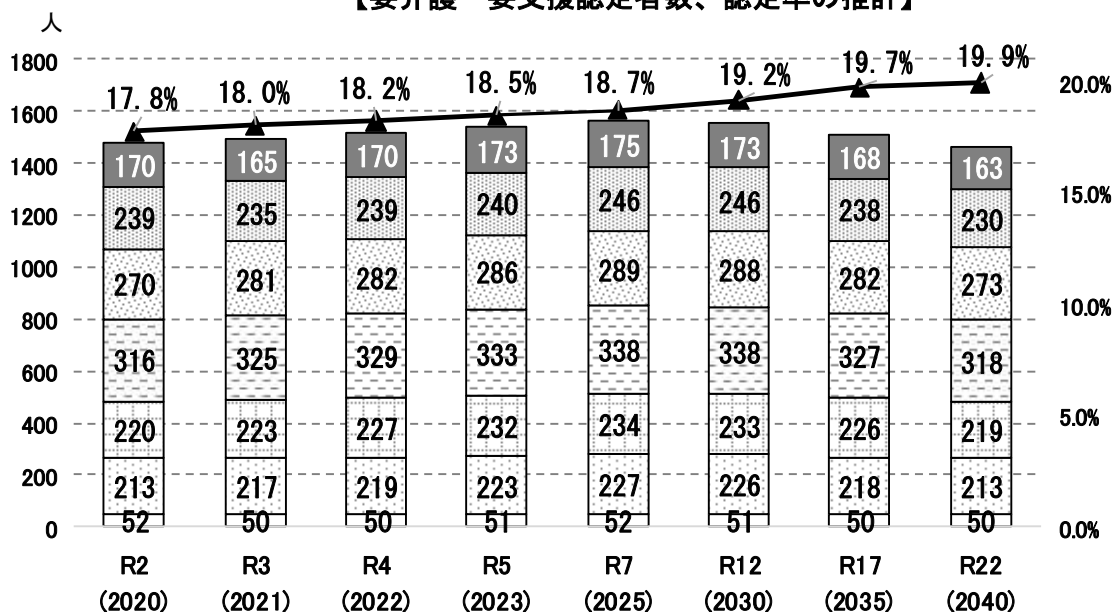
	H30 (推計)	H30 (実績)	R1 (推計)	R1 (実績)	R2 (推計)	R2 (実績)
第1号被保険者数	8,283	8,196	8,359	8,214	8,438	8,235
前期高齢者数	3,841	3,795	3,899	3,772	3,960	3,910
後期高齢者数	4,442	4,401	4,460	4,442	4,478	4,325

要介護・要支援認定者数は、推計値よりも実績値が低くなっています。上記の第1号被保険者数の推計との差や、介護予防の効果が反映されたものと思われます。

	H30 (推計)	H30 (実績)	R1 (推計)	R1 (実績)	R2 (推計)	R2 (実績)
要支援1	83	75	85	62	85	50
要支援2	235	218	237	204	242	212
要介護1	220	233	222	227	225	218
要介護2	312	301	315	314	319	315
要介護3	260	266	263	275	267	271
要介護4	240	246	244	265	247	229
要介護5	186	174	187	170	190	163
合計	1,606	1,513	1,651	1,517	1,712	1,458

令和3年度から令和5年度の第8次計画期間中は、高齢者数および要介護・要支援認定者数は緩やかに増加すると考えられます。しかし、団塊の世代が後期高齢者へと移行する令和7年度(2025年)から、後期高齢者数が最大となる令和12年度(2030年)には、要介護認定者数がピークを迎えると見込まれます。

【要介護・要支援認定者数、認定率の推計】



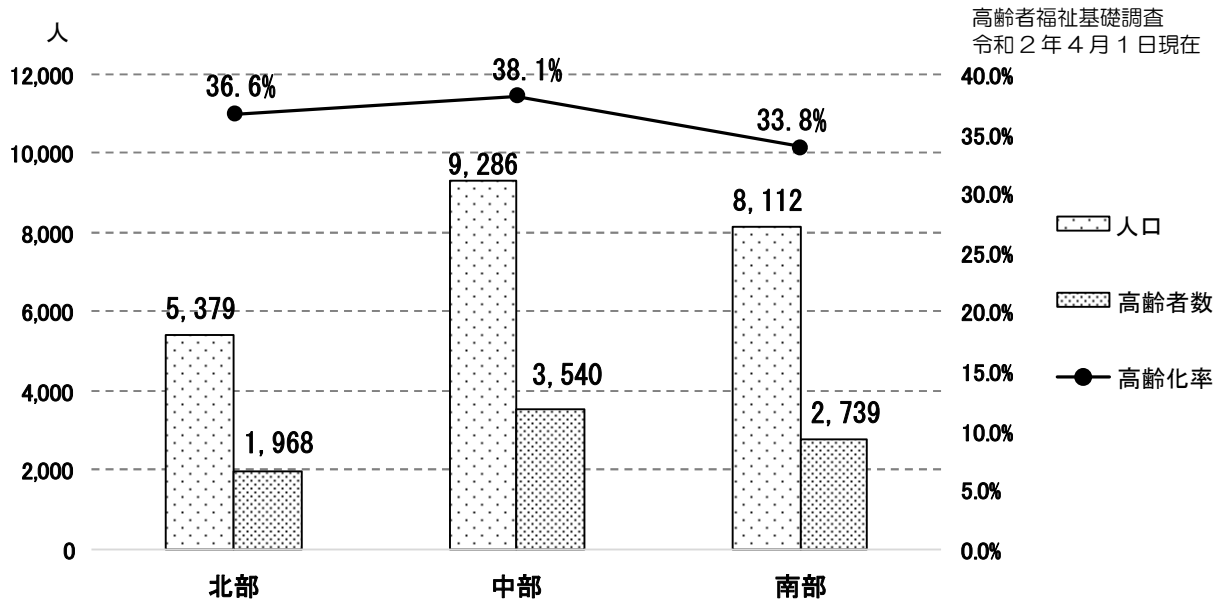
5. 日常生活圏域の状況

勝山市では、中学校区（3地区）を日常生活圏域と設定しています。

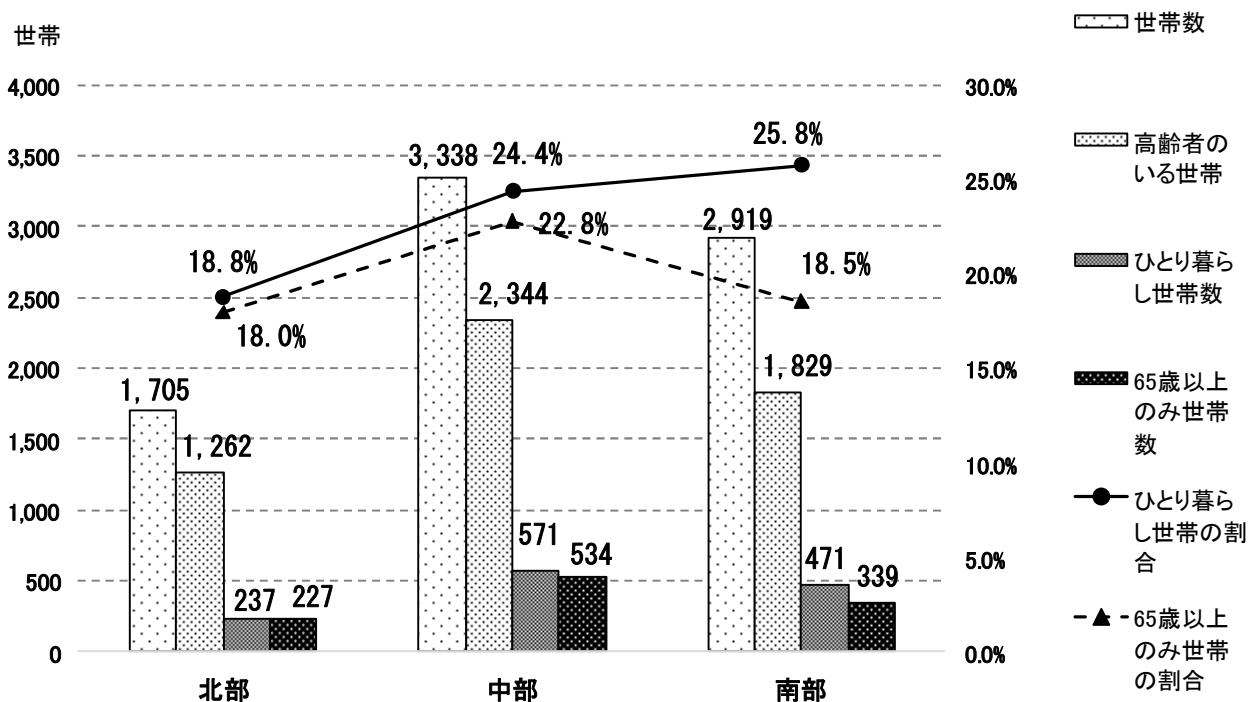
高齢者人口は、中部地区と南部地区が高いのに対し、高齢化率は北部地区と中部地区が高くなっています。高齢者のみの世帯は、北部地区と南部地区がほぼ同じ割合で、中部地区が高くなっています。

日常生活圏域別で比較すると、中部地区が高齢化率と高齢者世帯の割合が最も高いと言えます。

【日常生活圏域の人口等の概況】



【日常生活圏域の世帯の概況】



6. 介護サービス事業所の状況

【市内介護サービス事業所一覧】

令和2年4月1日現在

事業者 / 圏域	北部	定員	中部	定員	南部	定員	
介護老人福祉施設			さくら荘	90	さつき苑	80	
					シルバーケア九頭竜	75	
介護老人保健施設	鷺巣苑	63	福井勝山総合病院附属介護老人保健施設	100			
居宅介護支援事業所	わかば居宅介護		勝山市社会福祉協議会		ケアプランセンター九頭竜		
	鷺巣苑居宅介護		さくら荘居宅介護		さつき苑居宅介護		
			福井勝山総合病院附属居宅介護		県民せいきょう居宅介護		
訪問介護			勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター		県民せいきょうホームヘルプサービス		
			さくら荘訪問介護センター		花水木（介護タクシー）		
訪問入浴介護					さつき苑訪問入浴介護		
訪問看護			福井勝山総合病院附属訪問看護		さつき苑訪問看護		
			クリニック・テ・ひかや				
通所介護	デイサービスセンターえがお	25	さくら荘デイサービスセンター	35	さつき苑デイサービスセンター	25	
	ひなたほっこデイサービスセンター	25	デイサービスセンターわかば	35	デイサービスセンター九頭竜	30	
			悠々いきいき倶楽部ちゃま	10			
通所リハビリ	鷺巣苑デイケアセンター	60	福井勝山総合病院附属介護老人保健施設	40			
ショートステイ（福祉系） （各定員の内数）			さくら荘	(8)	さつき苑	(10)	
					シルバーケア九頭竜	(5)	
ショートステイ（医療系）	鷺巣苑		福井勝山総合病院附属介護老人保健施設				
特定施設入所者生活介護					県民生協勝山きらめき	10	
					あさひけやハイツ九頭竜	10	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム勝山荒土	18	愛の家グループホーム勝山野向	18	グループホームはなみずき	15
	小規模多機能型居宅介護			よろこんでハウス・サンプラザ	29	県民せいきょう小規模多機能ホーム勝山きらめきハウス	29
	認知症対応型通所介護			デイサービスセンターよしの	12	デイサービスはなみずき	12
	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設			さくら荘	20		
	通所介護			悠々いきいき倶楽部ちゃま	(10)		
総合事業	介護予防通所介護相当サービス			カロリー福井勝山店	10		
	サービス付高齢者向け住宅（有料老人ホーム）					県民生協勝山きらめき	10
	住宅型有料老人ホーム	わかば	23	たいよう	14	あさひけやハイツ九頭竜	9

※医療系ショートステイ定員は、各施設定員数に含まれる

※居宅介護支援、訪問系サービスは定員が一定しないため「-」で表記

【各論】

第3章

高齢者福祉・介護サービス事業の
現状と方向性

1. 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができることを目指し、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

また、2025年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口、現役世代人口が減少し、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代が減少し、高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

このことを踏まえ、①自立支援、介護予防・重度化防止の推進、②介護給付等の対象サービスの充実・強化、③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、④日常生活を支援する体制の整備、⑤高齢者の住まいの安定的な確保、に配慮して、介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要です。

また、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、今後、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

*地域共生社会・・・高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

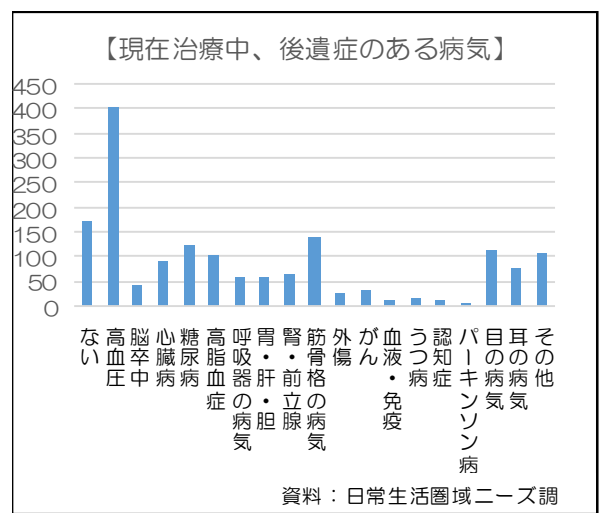
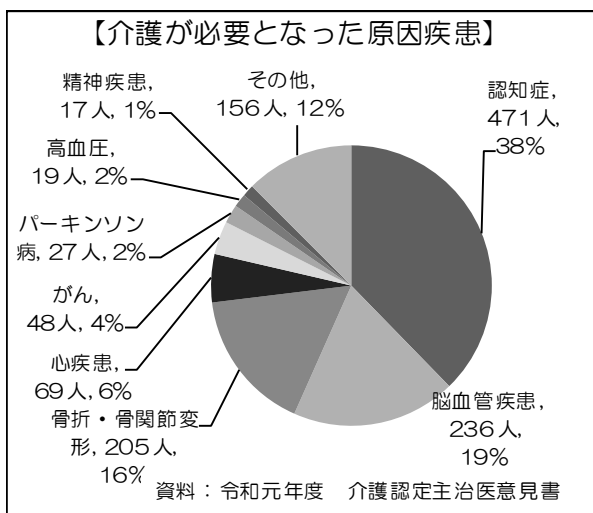
2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

(1) 高齢者の健康づくりの推進

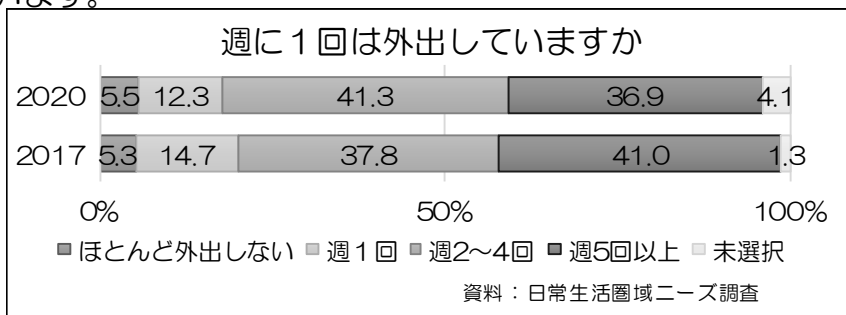
高齢者が要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるように、住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行います。

現状

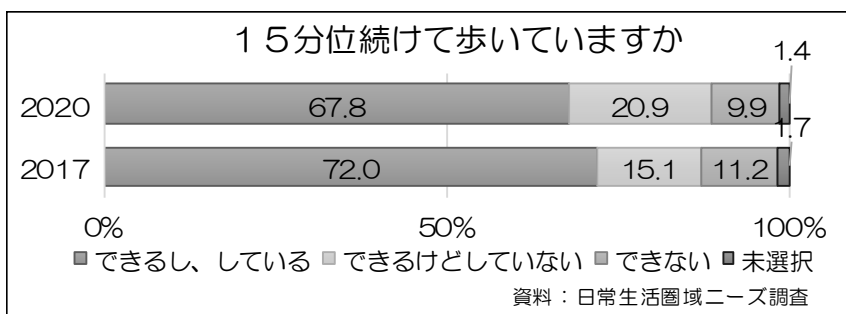
- ・勝山市の介護が必要となる原因疾患は、認知症、脳血管疾患、骨折・骨関節変形が多く、全体の70%以上を占めています。
- ・高齢者が治療を受けている病気では、高血圧や筋骨格系が多い状況です。



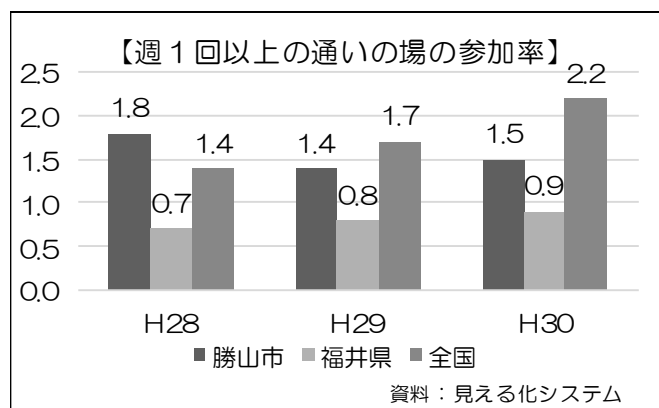
- ・「週に1回以上外出している人」は、2017年は93.1%でしたが、2020年は90.5%と減少しています。



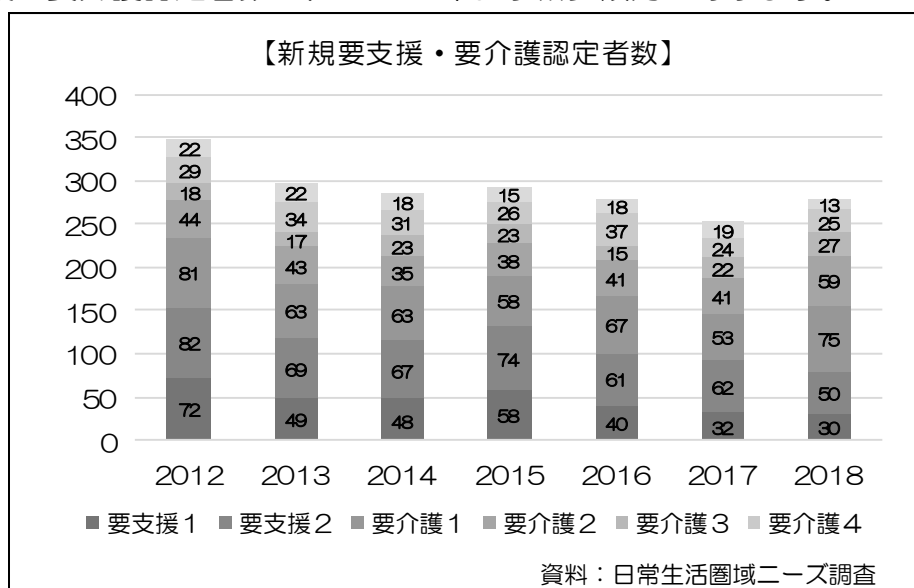
- ・「15分くらい続けて歩いている人」は、2017年では、72.0%でしたが、2020年では67.8%と減少しています。



- 週1回の通いの場の参加率はH28年は1.8%で、H30年は1.5%です。



- 新規要支援・要介護認定者数は、2013年より減少傾向にあります。



【健康づくり・介護予防に関する実施状況】

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
状況把握者数		385件	262件	358件
出前講座参加者人数		3,224人	2,997人	2,498人
フレイル予防	フレイルチェックの実施	—	—	1地区
	フレイルサポーターの養成	—	—	12名
健康長寿！一番体操実施地区		8地区	7地区	7地区

課題

- 高齢者の外出頻度が減少しています。通いの場の利用促進や閉じこもり等で何らかの支援を要する方を介護予防事業や介護サービス等につなげることが必要です。
- 介護が必要となった原因疾患は、認知症が最も多く、認知症予防の取り組みが重要です。
- 生活習慣病が原因で介護が必要となる割合が高いため、保健事業部門と連携した健康づくりや介護予防・フレイル予防事業の取り組みが必要です。
- 高齢者が地域で健康づくりに関心を持ち取り組むための働きかけが必要です。また、継

続した取り組みができるような支援が必要です。

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、通いの場へ集まることが難しい状況となっています。感染症予防を行いながら高齢者が交流できる体制を整えていく必要があります。

今後の方向性

- 高齢者が健康を維持し自立して暮らすことができるよう、閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防・フレイル予防、認知症予防の普及啓発を行うとともに、介護予防の通いの場の充実や、リハビリテーション専門職等と連携した介護予防を推進します。
- 介護予防の推進にあたっては、国民健康保険担当、後期高齢者医療等と連携し、高齢者の保健事業と一体的に推進します。
- 介護予防の取り組みが効果的・効率的な取り組みとなるよう各種データを活用し、PDCAサイクルに沿って、介護予防・重度化防止に取り組めます。
- 健康づくり、介護予防の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の対策を検討して実施します。
- 介護予防の拠点となる健康の駅「湯ったり勝山」を活用して健康づくり・介護予防を推進します。

【今後の取り組み内容】

項目	目標	主な取り組み内容
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> 閉じこもりや運動機能の低下等何らかの支援を必要とする人を把握し、支援が必要な人を、介護予防教室や介護サービス、もの忘れ検診へつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者保健事業との連携 独居高齢者、高齢者夫婦世帯等訪問 モデル地区における75歳以上高齢者訪問 もの忘れ検診受診勧奨
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民に、自立支援・介護予防に関する普及啓発を行う。 市広報の活用や、地区の集まり等で介護予防やフレイル予防、認知症予防についての講座を継続する。 集いの場への参加を促す。 高齢者が主体的に地域で取り組める体操教室等の集いの場づくりと活動の継続を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市広報等による普及啓発 地区ふれあいサロン 介護予防出前講座 すこやか健康講座 水中運動教室 いきいきサロン フレイルチェック フレイル予防講座（運動、口腔、栄養）

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場の担い手を養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイルサポーター養成講座 ・健康長寿！一番体操教室
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味や特技、サークル活動等を通じて社会と交流できる場、技能や経験を生かしたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域いきいきサポーター養成講座 ・地域いきいきボランティアポイント事業
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職等と連携し介護予防、フレイル予防事業を実施する。 	介護予防講座、フレイル予防講座等において、リハビリテーション専門職による助言・指導を受ける。

【健康づくり・介護予防に関する数値目標】

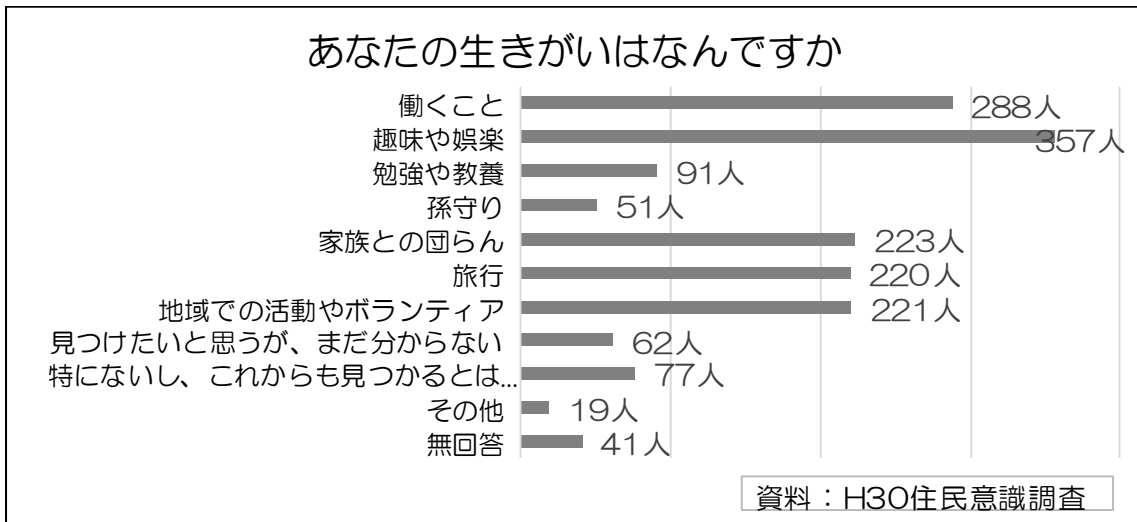
項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
フレイルサポーターの人数	12名	30名 R3から毎年5名として
フレイルチェックの実施地区	1地区	4地区 R3から毎年1地区として
リハビリテーション専門職等と連携した介護予防・フレイル予防教室	1教室	毎年2教室
週1回以上通いの場の参加率を増やす	1.5% (H30年度)	2.0%

(2) 高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進

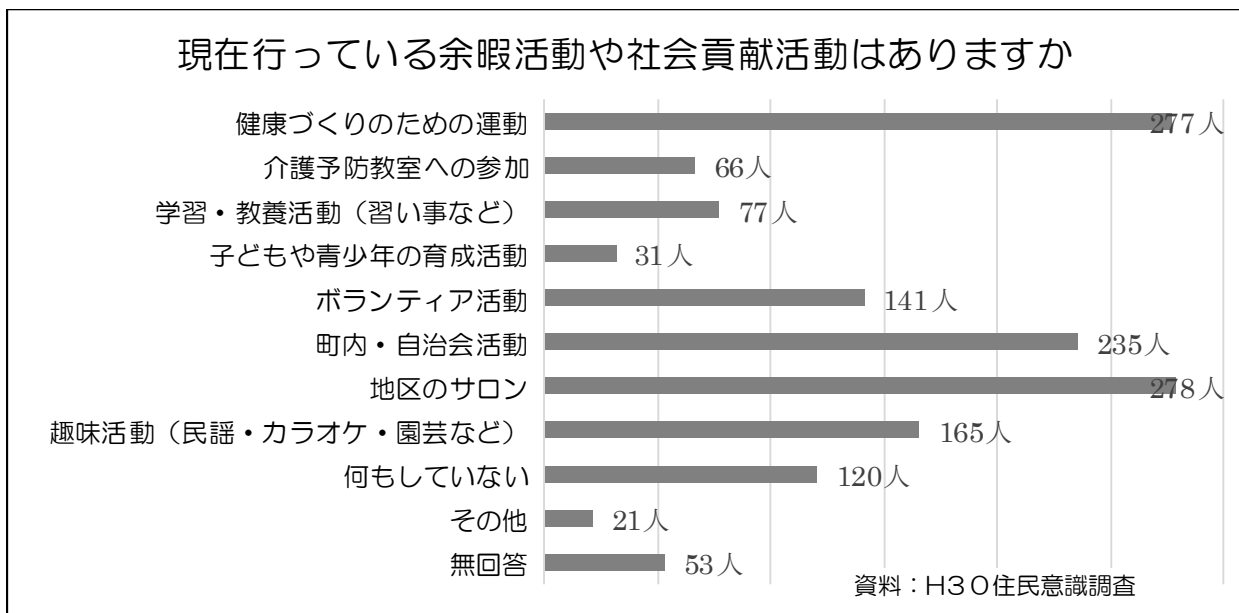
高齢者が生きがいを持って日常生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいをもって日常生活を過ごすことが重要です。趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場やこれまでに得た技能や経験を生かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として、社会貢献をできる場の提供を推進します。

現状

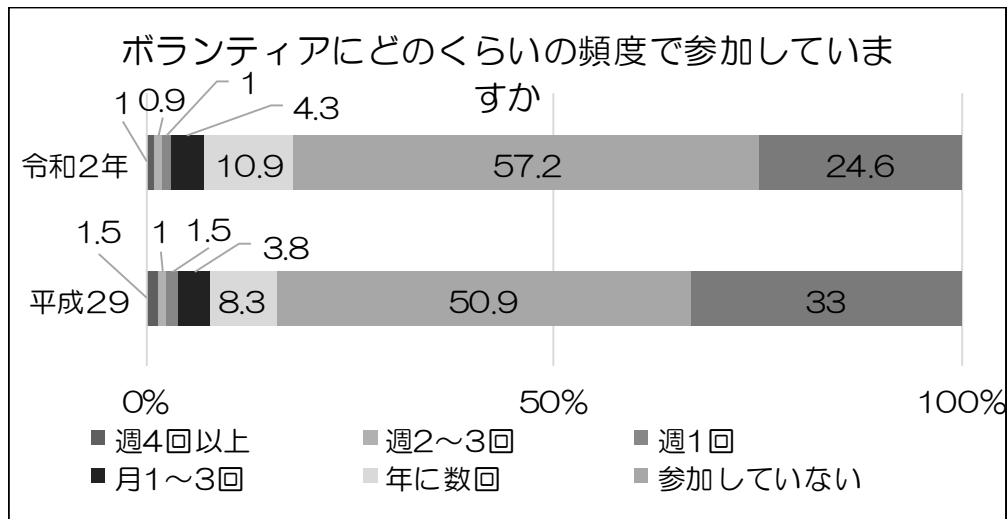
- ・65歳以上の人の生きがいは、「趣味や娯楽」「働くこと」が多いです。



- ・余暇活動や社会貢献活動は、「地区のサロン」「健康づくりのための運動」「自治会活動」「趣味活動」が多いです。



- ・ボランティアグループに参加していない人は、H29年度 50.9%、令和2年 57.2%です。



課題

- ・高齢者の生きがいとなる趣味活動、ボランティア活動、就労について、活動の場づくりや継続できるような支援が必要です。
- ・ボランティア活動に関心を持ち、活動に取り組めるような体制づくりや支援が必要です。
- ・高齢者が主体的に参画する活動として老人クラブがあり、長年、様々な活動を通じ生きがいと健康づくり事業を推進していますが、近年、若手高齢者の、老人クラブへの加入者数が減少しており、老人クラブ未加入者への加入促進PRについても検討が必要となってきています。2020 参加 17.1%

今後の方向性

- ・高齢期においても活動的なライフスタイルを実践したいとする方も増えていることから、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、地域社会への参画を促進します。

(主な生きがいづくり施策)

①老人クラブへの活動助成

老人クラブの社会参加活動等に助成しその活動を促進することで、老人クラブ等の活動を活発化、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会を目指します。(生きがい健康講座、スポーツ大会事業、健康づくり事業、健康体操普及、ラジオ体操&体力測定教室等の実施)

	H29年度	H30年度	R元年度
会員数	1,762人	1,597人	1,543人
クラブ数	42クラブ	39クラブ	39クラブ

(今後の取り組み)

会員数が年々減少してきているため、高齢者の年代に合わせた活動の見直しが必要になってきています。高齢者が気軽に参加できるような活動の支援を行うことで、生きがいつくり、健康づくり及び介護予防につなげます。

②ふれあいまつり

高齢者連合会員による芸能等の発表を行い相互の親睦と交流を深めます。

	H29年度	H30年度	R元年度
参加人数	516人	526人	中止

③ふくい健康長寿祭への参加

高齢者に適したスポーツ・文化を通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の機会づくりを提供します。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	129人	国体のため実施無	94人

④ふれあいサロン事業

虚弱あるいは閉じこもりがちな老人を対象に、公共施設を利用して健康チェック、健康相談や交流事業等を行うサロンを実施しています。サロンの運営形態は各地区に任せていますが、地区によってはサロン開催の中心となる方々が高齢化していて継続が難しいところもあります。一方で毎年新たに地区サロンが立ち上がるなど、地区ごとのサロン開催の裾野は少しずつ広がっています。今後、地域の関心が高まることと、地域ボランティアの育成も事業を継続していく上で不可欠です。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用回数	724回	728回	706回

(今後の取り組み)

高齢者の健康づくりや気心のしれた仲間と集う場として気軽に参加できるよう、関係機関との連携を密にし、事業がよりよい形で継続発展していくよう支援を行います。また、介護予防や地区単位での見守り活動の意識の向上を目指して取り組みます。

⑤シルバーサロン事業

65歳以上の方を対象に、パソコン教室、花教室、カラオケ教室、ヨガ体操教室をそれぞれ年数回、開催しています。市広報紙等で参加を呼び掛けています。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	112人	142人	149人

(今後の取り組み)

高齢者の生きがいづくりや趣味を広げる場として、積極的に参加していただけるよう、関係機関と連携し、周知をするなど支援します。

⑥地域いきいきボランティアポイント事業

地域の高齢者に関するボランティア活動を（例：施設や地区サロン等での介助やレクリエーションの補助、ごみ出しなど）奨励・支援し高齢者自身の社会参加を通じて介護予防を促進します。ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、商品券等（上限有）に引換えます。

	H29年度	H30年度	R元年度
登録者数	121人	130人	124人

(今後の取り組み)

ボランティア活動のきっかけづくりとし、ボランティアのモチベーションを高め、より良い活動の継続、生きがいづくりや介護予防へ繋がるよう支援していきます。

⑦地域いきいきサポーター養成講座

高齢者の生きがいや健康づくり、認知症の理解、地域の見守りの意識を持ったボランティアを養成します。

	H29年度	H30年度	R元年度
参加者数	65人 (内、新規8人)	41人 (内、新規10人)	63人 (内、新規21人)

(今後の取り組み)

新規参加者数を増やすとともに、養成講座参加者がボランティア活動につながり、新たな生きがいとして取り組めるよう支援していきます。

⑧就労的活動の推進（作成中）

3. 高齢者介護体制の充実

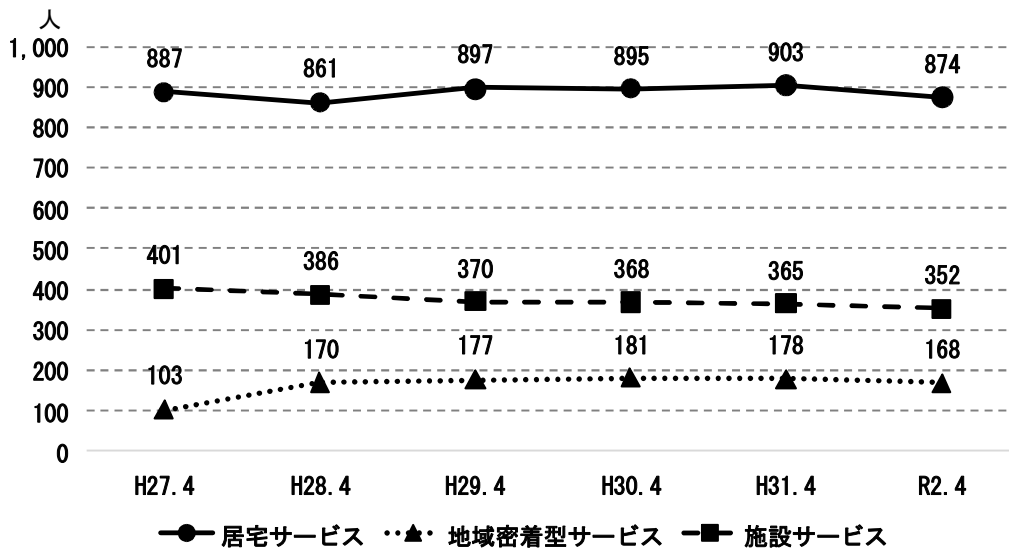
(1) 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進

介護サービスは、要介護1～5の認定を受けた方に対する介護給付と、要支援1、2の認定を受けた方に対する予防給付から成り立っています。居宅サービスと地域密着型サービスは横ばい、施設サービスは減少しています。サービス全体は認定者数に応じて増減しますが、施設サービスの減少により、在宅介護の割合が増加しています。

現状

サービス区分ごとの利用者数の推移（介護保険事業状況報告より）

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
居宅サービス	887	861	897	895	903	874
地域密着型サービス	103	170	177	181	178	168
施設サービス	401	386	370	368	365	352
介護老人福祉施設	207	211	253	256	254	246
介護老人保健施設	179	173	115	110	109	104
介護療養型医療施設	15	2	2	2	1	0
介護医療院(H30.4創設)	—	—	—	0	1	2



- ・要介護認定率は県内市では、5番目に高い（17.8%） H31.2 末現在
- ・奥越地区は認知症高齢者の割合が県内市で最も高い 高齢者福祉基礎調査
⇒ 後期高齢者割合が、県内他地区の中で1番高いことも要因と考えられる
- ・介護保険のサービス利用率は県内市で平均的（93.5%） R2.1 末現在
⇒ これまでは県内市で最も高かったが、他市町に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業を始めたため、以前と比較して利用率が下がったと思われる。

※認知症高齢者の日常生活自立度・・日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。I→Mまでのランク分けがあるが、IIa以上が日常生活に支障をきたす症状・行動が見られる。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることを目的とします。また、多様な生活支援のニーズに対して、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とします。

【介護予防・生活支援サービス事業実施状況】

(令和2年10月時点)

事業名	種類	実施事業所数
通所型サービス	従前相当サービス	市内 事業所、市外 事業所
	通所型Cサービス	市内 2事業所
訪問型サービス	従前相当サービス	市内 2事業所、市外 事業所
	訪問型Aサービス	市内 3事業
介護予防ケアマネジメント		勝山市地域包括支援センター

【生活支援体制整備事業実施状況】

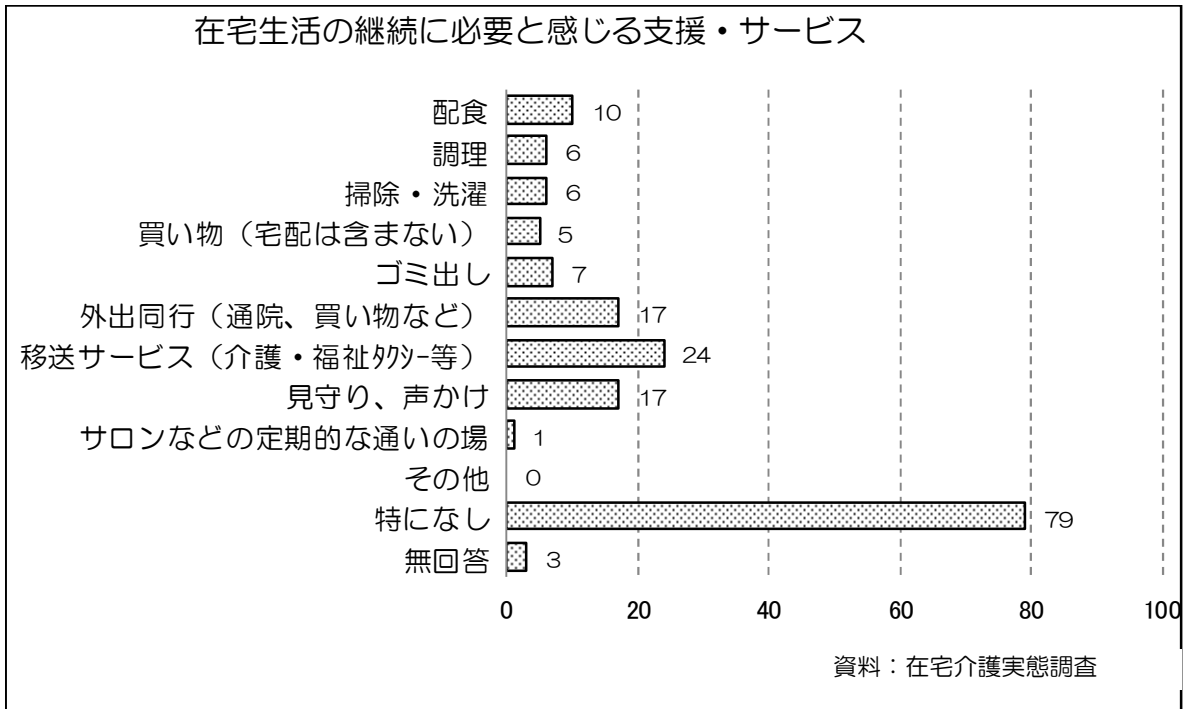
高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民がともに支えあう地域づくりを進めています。第1層生活支援コーディネーターを勝山市社会福祉協議会、第2層コーディネーターを地区社会福祉協議会に配置しています。

(取り組み内容)

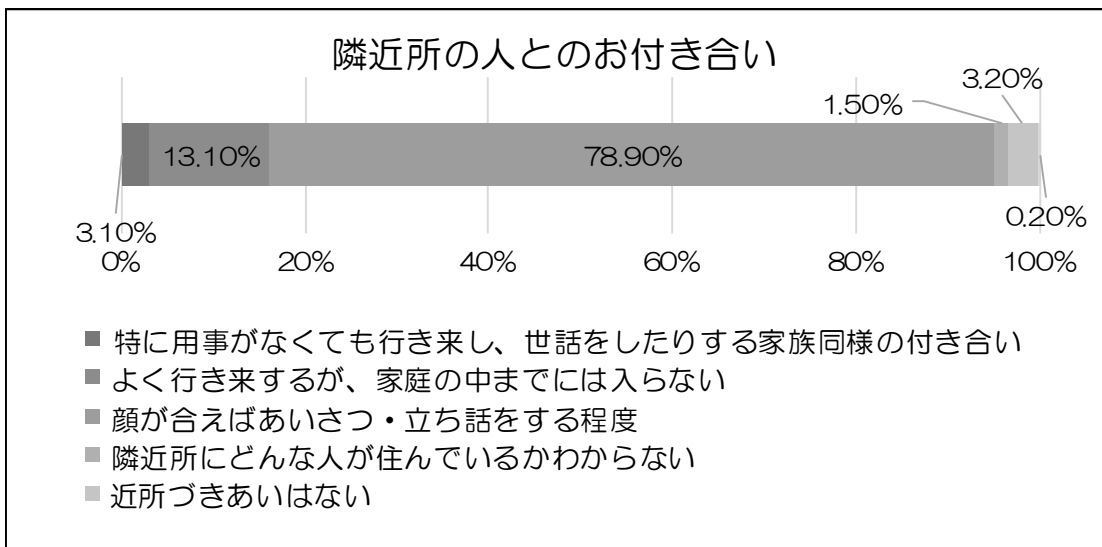
- 地域の実情の把握、通いの場の創設
- 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の生活支援サービスのコーディネート
- 生活支援の担い手の養成と地域に不足するサービスの創出
- 関係者のネットワークづくり（多職種連携研修会、地域ケア個別会議への参加）
- まちなかCaféの運営
- 買い物支援体制の構築
- 各区長会等へ生活支援体制整備事業についての説明
- 地域での支え合いに関する研修会の開催

現 状

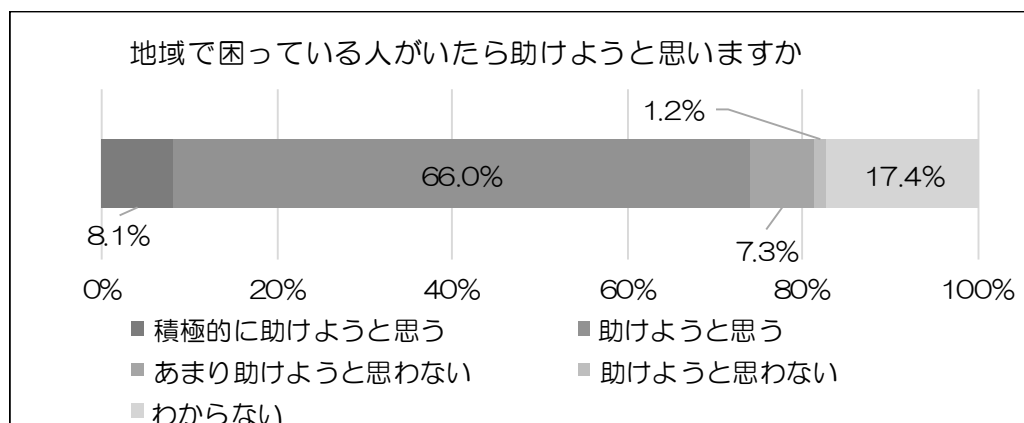
・在宅介護実態調査では、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について、「外出同行」「移送サービス」「見守り・声かけ」と答えた方が多くなっています。



・隣近所の人とのお付き合いについて、「顔が合えばあいさつ・立ち話をする程度」という人が最も多いです。



- ・地域で困っている人がいた時に、「積極的に助ける」「助けようと思う」人は、74.1%です。



【生活支援体制整備に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不足する資源の開発	資源の把握	資源の把握	資源の検討

課題

- ・介護予防・生活支援サービスの充実のために地域のニーズや資源の把握が必要です。
- ・高齢者のニーズに合った適切なサービス選択が必要です。
- ・地域ケア個別会議の事例検討により、地域資源の情報が不足しており、要介護高齢者等が地域で参加できる集いの場が不足しているという課題が出されました。
- ・一人での通院や買い物に不安を感じる人があり、外出同行の支援が求められています。
- ・見守り、声かけを必要とする方があり、日頃からの近所つきあいや地域の支え合いが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、これまでのような地区サロンの実施や地域での交流が難しい状況です。

今後の方向性

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の生活を支援するためには、医療、介護のサービス提供のみならず、民間企業やボランティア等が主体となって行う多様な生活支援サービスや地域の支え合いが求められています。生活支援コーディネーターの活動と連携しながら、地域課題の把握と新しいサービスを創出し、高齢者に適切な支援ができるようにしていきます。

(取り組み内容)

- ・今後、総合事業のサービスの充実を図るとともに、要介護認定を受けた者が総合事業のサービスを受けることについても検討していきます。
- ・第1層、2層の生活支援コーディネーターが中心となり、各地区ごとの地域の課題の把握

握や資源の情報収集を行います。

- 地域ケア個別会議、多職種連携研修会等と連携し、要介護高齢者等の生活支援の課題を把握します。
- 生活支援コーディネーターと連携し、高齢者のニーズや地域に不足する資源を把握するとともに、すでに活用できる資源の情報収集や調整等を行い、活用促進していきます。
- 新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえつつ、各地区ごとの交流や支え合いができるよう支援していきます。
- 民間企業やボランティア等が主体となって行う多様な支援、支えあいのあり方を検討していきます。
- ボランティア活動や就労的活動など、元気な高齢者が担い手として活躍することを推進していきます。

【生活支援体制の整備に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
不足する資源の開発	資源の把握・検討	資源の開発

(3) 地域ケア会議の推進

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

また、包括的・継続的ケアマネジメントを効果的に実施するために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知見を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を設置に努めます。

現 状

- ・居宅介護支援事業所代表者会議を開催し、情報共有等行いました。
- ・研修会や事例相談会等を開催し、介護支援専門員や地域の関係機関、多職種の連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援等を行ってきました。
- ・多職種の専門職による助言を得ながらケアマネジメントにつなげるための地域ケア個別会議を実施しました。
- ・地域ケア推進会議を開催し、研修会や事例相談会、地域ケア個別会議等で検討した事例から共通する地域課題等について話し合いを行いました。

【地域ケア会議の推進に関する実施状況】

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護支援事業所代表者会議	4回	4回	4回
事例相談会	4回	3回	4回
地域ケア個別会議の開催数	4回	6回	4回
地域ケア推進会議	—	—	1回

課 題

- ・地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しており、地域包括支援センターだけでは支援が難しいケースが増えている。
- ・地域ケア個別会議、事例相談会による事例検討の積み重ねにより、次のような課題が出され、課題に対する対策の検討が必要です。

【地域ケア個別会議を実施してみえた課題】

- ・市民、医療・介護サービス事業者ともに自立支援・重度化防止についての意識の向上が必要。
- ・地域資源の情報不足
- ・要介護認定者等が参加できる地域活動の不足 など
- ・新型コロナウイルス感染症により、事例検討会やグループワークの実施が難しい状況があります。

今後の方向性

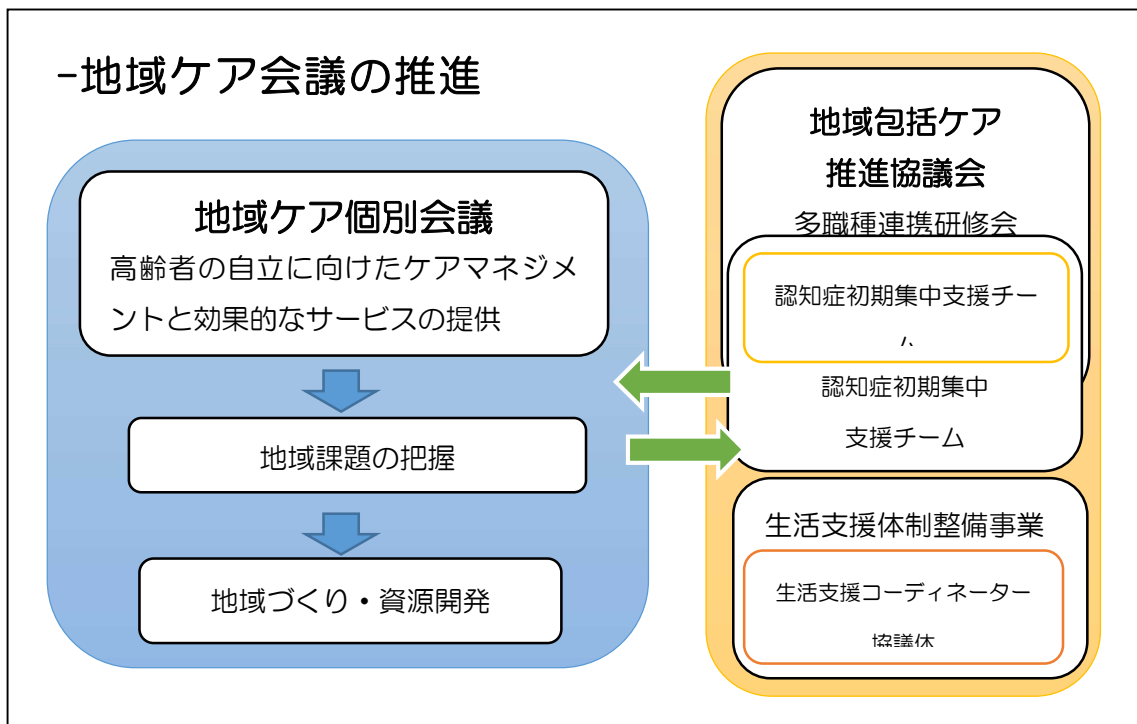
地域ケア会議の5つの機能（個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成）を発揮し、多職種連携研修会、生活支援体制整備事業等との関との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めていきます。

（取り組み内容）

- 地域ケア個別会議が高齢者の自立支援につながるよう、参加者の質の向上と会議の定着を図ります。
- 事例検討を積み重ねることにより出された課題について、生活支援コーディネーターと連携し、新たな支援やサービスの開発に努めていきます。
- 支援困難ケースが増えており、障害、生活困窮等の様々な担当部署と連携し対応できるようにしていきます。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染予防を踏まえた事例検討会の実施方法を検討します。

【地域ケア会議の推進に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域ケア会議の開催数	4回	4回

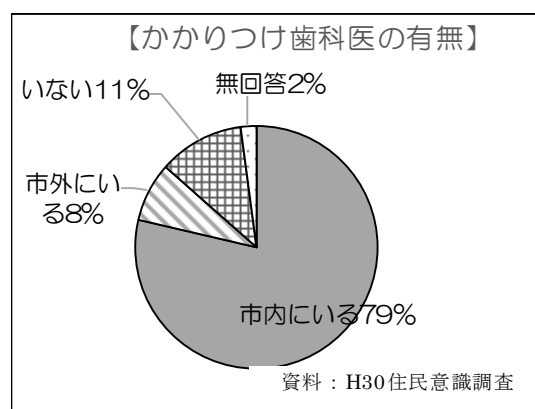
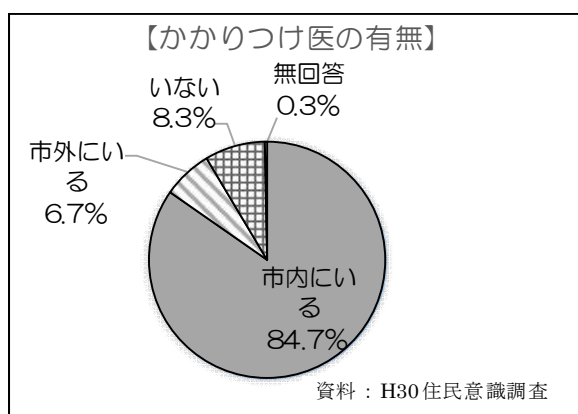


(4) 在宅医療・介護連携の推進

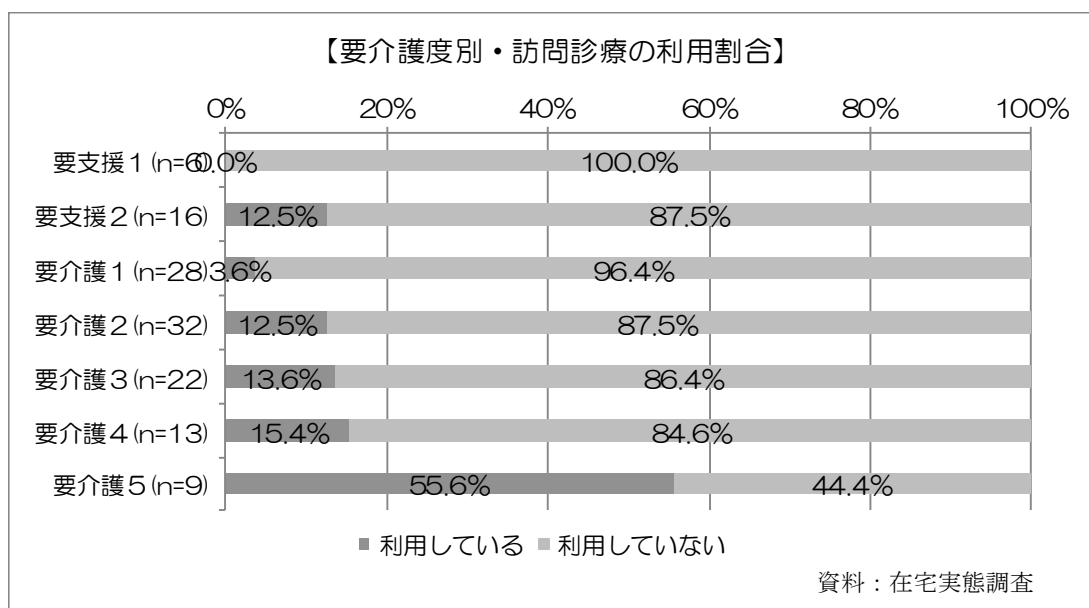
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

現状

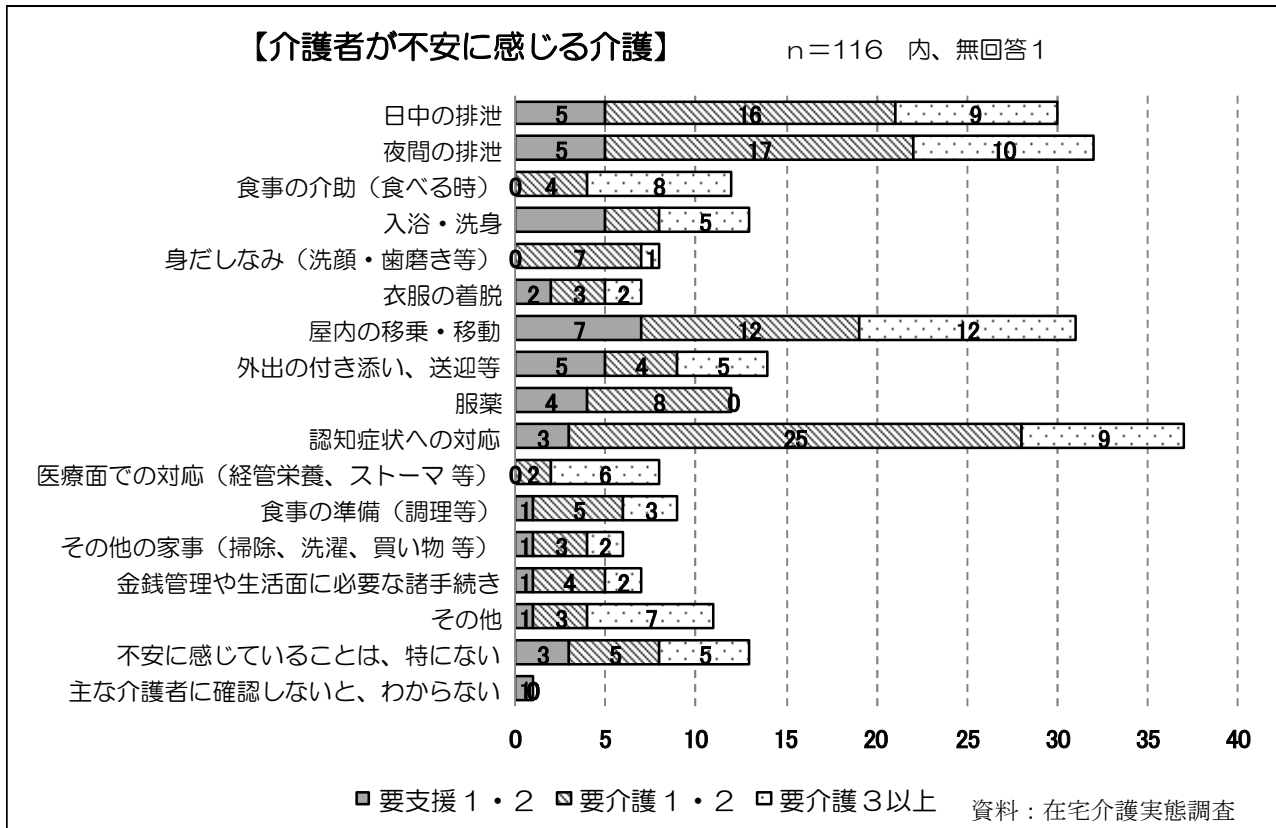
- 65歳以上の人のうち、かかりつけ医を持っている人は、91.4%、かかりつけ歯科医を持っている人は87.0%であった。(H30住民意識調査より)



- 令和元年度の介護保険認定申請原因疾患のうち、認知症が471人(37.7%)と最も多かった。また、医療ニーズの高い「がん」は48人(3.8%)、「パーキンソン病」は27人(2.2%)であった。
- 在宅介護実態調査では、訪問診療を利用している人は、13.4%であり、そのうち、要介護度別の利用状況をみると要介護度が重いほど、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられた。



・主な介護者が「不安を感じる介護」は、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」が多い。「医療面での対応」に不安を感じる人もあった。



【在宅医療・介護連携の推進に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域包括ケア推進協議会の開催	2回	2回	2回
医療コーディネートに関する相談	8件	10件	29件
多職種連携研修会の開催	3回	5回	5回

課題

- ・要介護度が重いほど訪問診療の利用割合が多くなっており、日頃からのかかりつけ医との関係づくりが必要です。
- ・医療コーディネートに関する相談が年々増えています。
- ・介護保険認定の原因疾患は、認知症が最も多く、介護者が不安を感じる介護も認知症状への対応となっており、認知症の対応力強化が重要となっています。
- ・医療ニーズの高い、「がん」「パーキンソン病」の方もあり、医療と介護の連携は重要です。

- ・近年、災害や感染症の発生により、医療と介護の利用が困難となる状況があります。
- ・在宅ケアを推進するには、家族負担の軽減や緊急時の対応を充実し安心して介護できる体制づくりが必要です。
- ・在宅で医療や介護を受けながら生活するために、市民が医療のかかり方、延命治療の在り方などについての理解が必要です。また、老後をどのように生きるかを考え、意思表示できるように準備しておくことが必要です。また、在宅ケアについて、本人や家族が理解し、そのための心構えを持つことも大切です。

今後の方向性

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者、その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

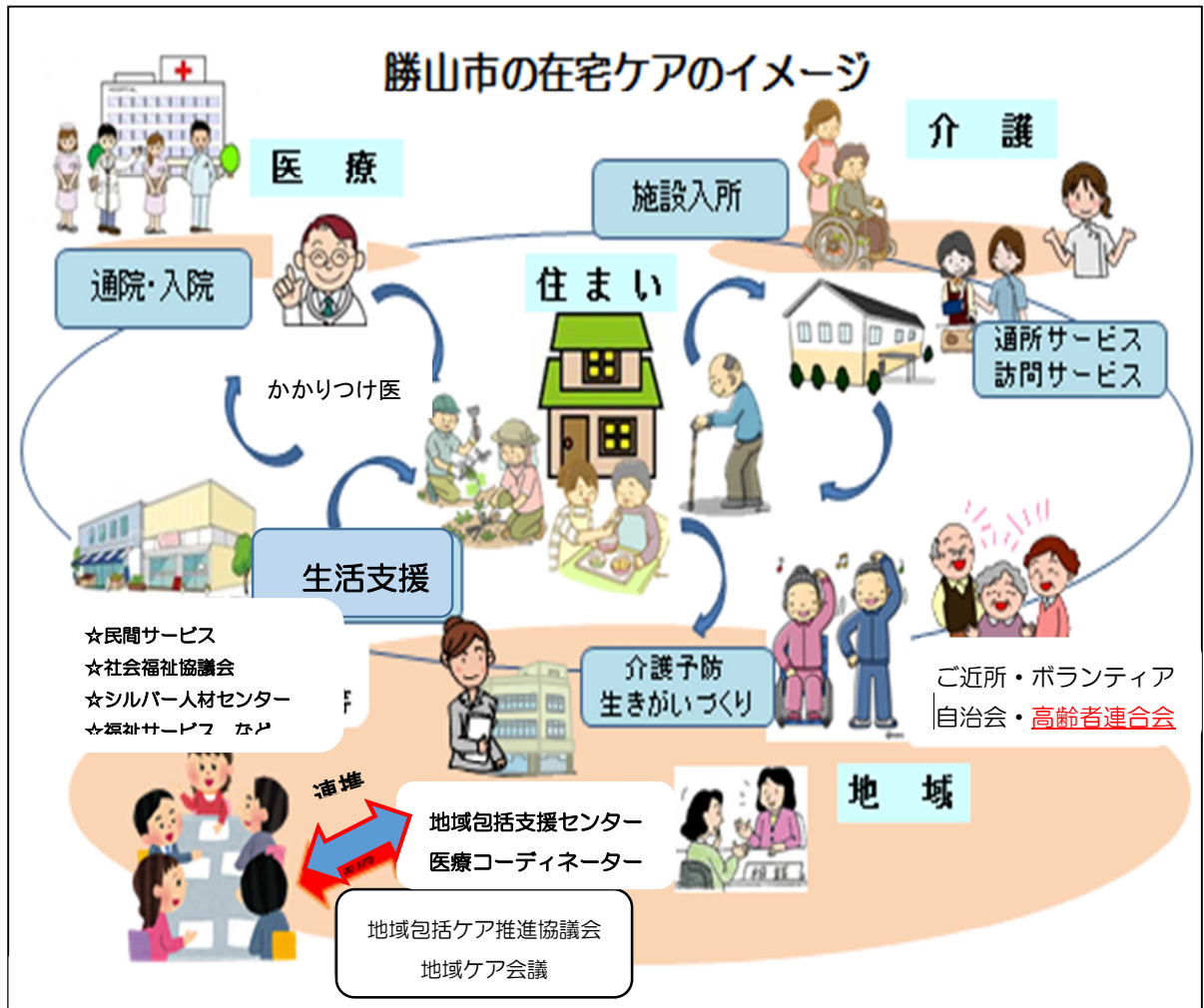
(取り組み)

事業内容	主な取り組み
①地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療・介護の情報収集
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域包括ケア推進協議会、地域ケア会議の開催
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	①②⑤の実施により推進
④医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護関係者の情報共有の支援
⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援	ケアマネジャー等からの困難ケース等の相談対応
⑥地域住民への普及啓発	地域住民へのかかりつけ医や終末期を迎えるための準備等の講座開催
⑦医療・介護関係者の研修	多職種連携研修会の開催
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村との連携	「福井県退院支援ルール」に関する関係市区町村との連携

【在宅医療・介護連携の推進に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域包括ケア推進協議会の開催	2回	2回
多職種連携研修会の開催	3回	5回

－ 勝山市の在宅ケア推進のイメージ －
「できるだけ在宅・ときどき施設や入院・必要な時は施設入所」

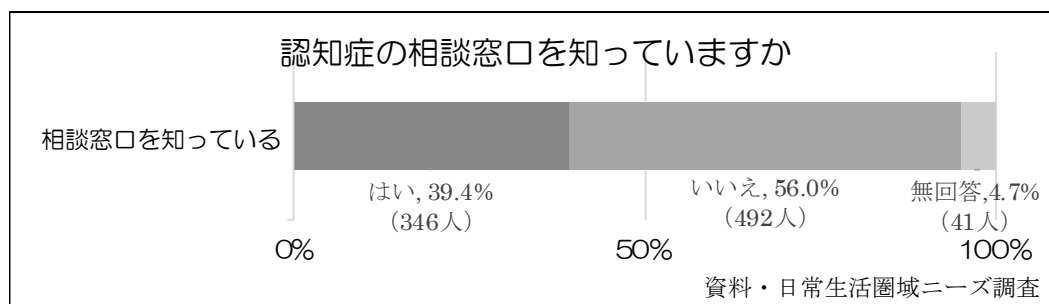


(5) 認知症対策の充実

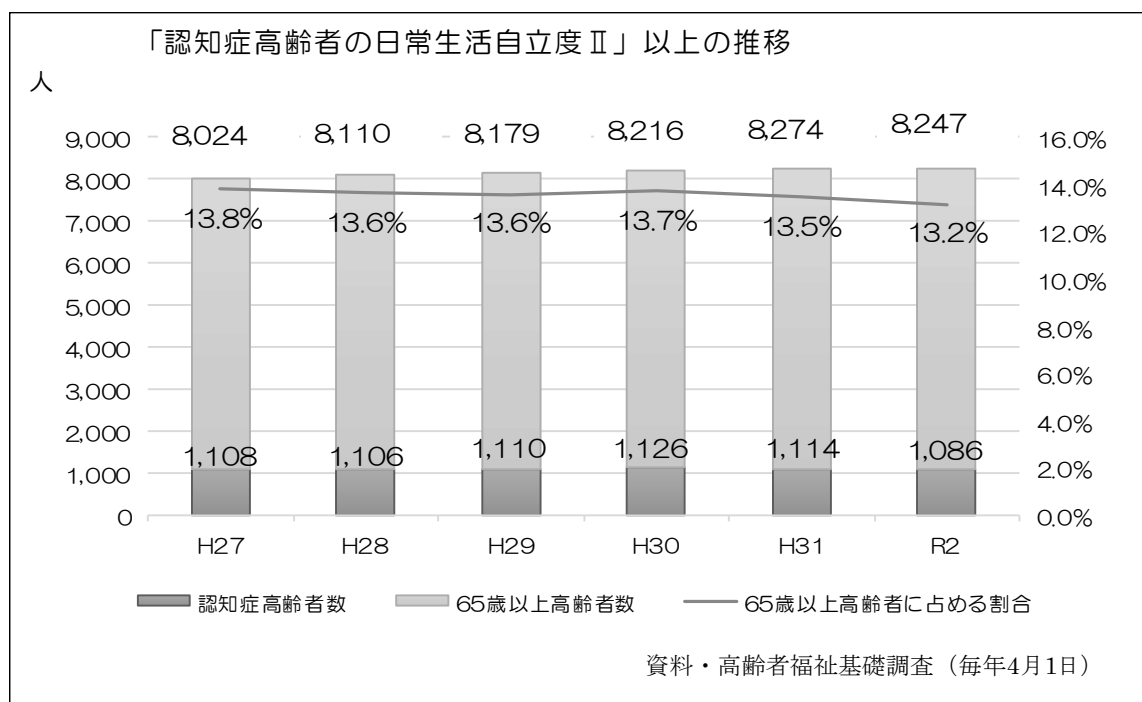
認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるように認知症対策に取り組みます。

現状

- 日常生活圏域ニーズ調査より、65歳以上の人で認知症の相談窓口を知っている人は、39.4%です。



- 令和元年度要介護認定申請の主な原因疾患は、「認知症」が38%ともっとも多く、その割合は年々増加傾向にあります。
- 令和2年4月1日現在の65歳高齢者のうち、認知症高齢者数は1,086人で、高齢者全体に占める割合は13.2%となっています。



- 認知症予防となりうる介護予防事業、集まる場、趣味活動など、様々な形の外出・交流を推進していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出・交流の機会が減少しています。

- ・65歳以上の認知症患者数は、令和7年で1,600～1,800人程度と推計されますが、令和12年には1,700～1,900人となり、令和22年には、高齢者数の減少により、1,500人から1,900人程度になると推計されます。

【65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計】

		2015 (平成28年)	2020 (令和2年)	2025 (令和7年)	2030 (令和12年)	2040 (令和22年)
65歳以上の高齢者数		8,185	8,574	8,521	8,206	7,315
各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定の場合	認知症患者数	1,285	1,475	1,619	1,707	1,565
	有病率	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇する場合	認知症患者数	1,310	1,543	1,755	1,904	1,858
	有病率	16.0%	18.0%	20.6%	23.2%	25.4%

*65歳以上高齢者数は、「見える化システム」より

*算出資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業、研究代表者 九州大学 二宮教授）より

【認知症対策に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症サポーター養成講座	17回	16回	12回
認知症地域支援推進員相談延件数	23件	34件	39件
認知症カフェ（つながるcafe、家族会等）	18回実施 延103人	24回実施 延140人	21回実施 延182人
認知症初期集中チームの活動	—	検討委員会2回 チーム員連絡会1回	検討委員会1回 チーム員連絡会1回

*令和元年度に認知症フェアの開催

*令和2年度に勝山市ケアパスを作成し、市内店舗や金融機関へ設置

課題

- ・認知症相談窓口の周知が必要です。
- ・軽度認知障害（MCI）の時期に、早期受診、早期対応が求められます。
- ・今後、認知症の人が増加することが予想され、認知症の人とその家族を支援する体制づくりが必要です。
- ・感染症拡大防止により、新しい交流の持ち方を検討していく必要があります。

今後の方向性

高齢化が進み、認知症の人の数も増加していくことが予想されます。認知症になっても、住み慣れた勝山市で暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」を両輪として、次の1～5の柱に沿って進めていきます。また、医療、介護の専門職のみならず、地域住民とともに、認知症の方とその家族を支援する体制を検討していきます。

*「共生」とは・・・「認知症の人が、尊厳と希望持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味

*「予防」とは・・・「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

(取り組み内容)

項目	主な取り組み
①普及啓発・本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等による認知症の普及啓発 ・相談窓口の周知 ・認知症サポーター養成講座を職域や学生に対して実施(拡大) ・世界アルツハイマーデー及び月間などでイベント等により普及啓発
②予防	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防講座の開催 ・集いの場への参加を推進 ・通いの場等において、専門職による相談
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門医・かかりつけ医との連携 ・認知症初期集中支援チームの活動推進、検討委員会の開催、チーム員連絡会の開催 ・認知症地域支援推進院による認知症カフェの実施 ・認知症ケアパスの周知と活用 ・認知症カフェ等により、家族同士の交流や家族教室の実施
④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り体制の強化 ・認知症サポーターによる本人、家族を支援する(チームオレンジ)の体制の検討。 ・成年後見制度の利用促進 ・若年性認知症の人の相談対応、若年性認知症支援コーディネーターへつなげる。

【認知症施策に関する数値目標】

項目	現状(令和元年度)	目標(令和5年度)
認知症相談窓口の認知度	39.4%	43.3% (1割増加)

(6) 地域の高齢者見守り活動の推進

現 状

- ・勝山市の世帯数は減少していますが、高齢者のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯は増加しています。また、同居世帯でも、日中は高齢者ひとりとなる世帯があります。
- ・認知症の高齢者が増えており、徘徊などで家族の介護負担は大きくなっています。
- ・高齢者虐待など周囲の見守りが必要なケースがあります。

(実施状況)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域見守り活動協定事業所	23事業所 1協会	22事業所 1協会	22事業所 1協会
勝山市地域見守り事前登録者数	23件	28件	28件
認知症サポーター養成講座	17回464人	16回237人	12回251人

＊民生委員や近所との情報共有

＊令和2年度地域見守り活動協定事業所に、金融機関等6事業所が追加。

＊令和2年度からQRコードの見守りシールを活用した勝山市見守り事業を開始。

課題

- ・地域住民ひとりひとりが虐待や介護、認知症について知り、勝山市の現状を踏まえて、地域での見守りの必要性を理解することが必要です。
- ・地域見守り事前登録制度や勝山市見守り事業の周知が必要です。
- ・家族が、本人の状況を適切に知り、地域や専門家の支援を得ることの必要性を理解し、支援を求める行動や発信ができることが必要です。
- ・自主防災組織をはじめとする地域、民生委員、見守り活動協定事業所との見守りネットワークの拡大・情報共有が必要です。

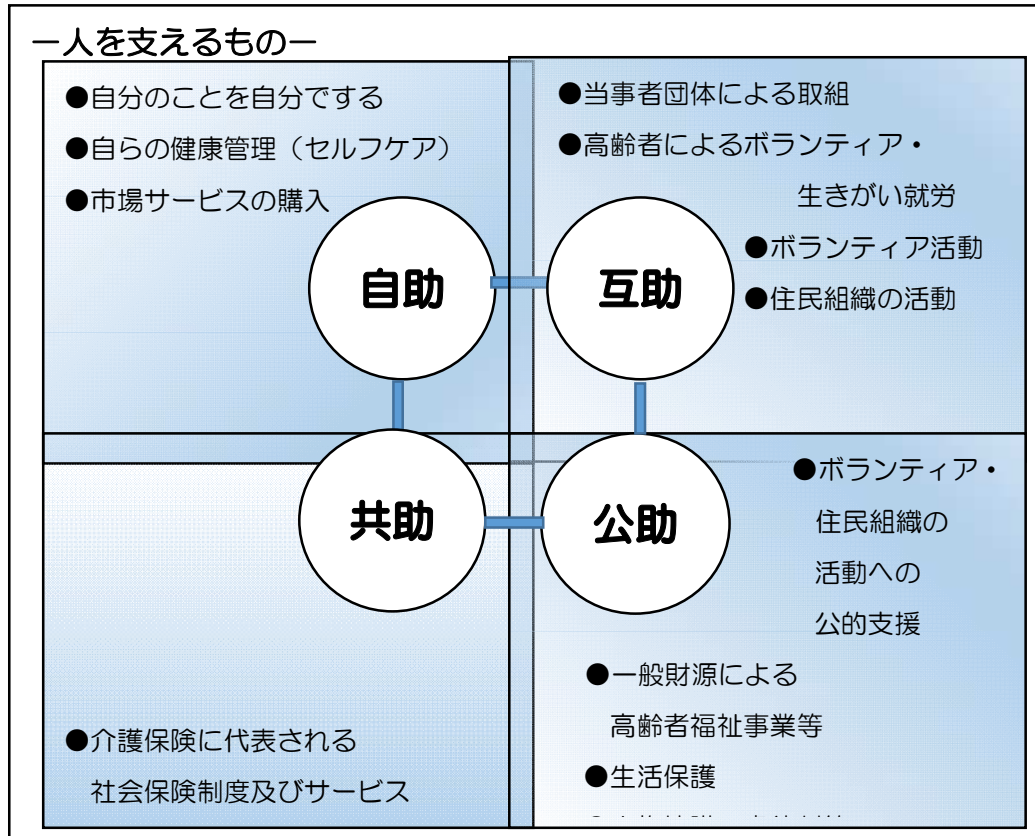
今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、「自助」「共助」「公助」「互助」それぞれが効果的に機能する取り組みが必要ですが、特に「自助」と「互助」の果たす役割が大きくなっています。地域の見守り力を高め、高齢者自身が自分で身を守ることができ、必要時に支援を求めることができるような取り組みを行っていきます。また、地域住民による地域での見守りの必要性、認知症の理解を促します。

(取り組み)

- ・地域での見守りについての周知や講座等を開催します。

- ・認知症高齢者等の行方不明時の早期対応、発見につながるように地域や家族に事前登録制度や勝山市見守り事業を周知し、効果的な活用を促進します。
- ・高齢者徘徊 SOS ネットワークや、警察、見守り活動協定事業所、民生委員や地域の組織との連携により、地域での見守り活動を推進します。



(7) 高齢者福祉サービスの推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まっています。見守りが必要とされる世帯には、民生委員と連携し、緊急通報システムの貸与や救急医療情報キットの設置、給食サービス等の事業を行っています。今後も、各種サービスについて、関係機関と協力し、定期的に情報の提供を図っていきます。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して長く暮らせるよう、引き続き関係機関と連携して各種施策を展開していきます。

《主な高齢者福祉サービス》

①敬老会

敬老会を開催して、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。

	H29年度	H30年度	R元年度
対象人数	4,039人	4,051人	4,074人

②100歳の慶祝訪問

100歳を迎えられた方を訪問して、記念品を贈呈し、長寿をお祝いします。対象者が年々増えています。

	H29年度	H30年度	R元年度
100歳対象者	10人	8人	17人

③高齢者移送サービス事業

常時、車椅子を使用する65歳以上の方に、車いすタクシー等の初乗り料金を助成し、通院や公共施設への外出を支援します。平成29年度から、市外の事業者にも参入してもらい、利用者の利便性向上を図っています。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	671人	492人	348人

(課題)

介護タクシーを運行する事業所が不足している状況です。

(今後の取り組み)

新サービス移行後の実績状況から、車椅子等で外出困難な高齢者のニーズを把握し今後の制度運営に活かしていきます。

④緊急通報システム

65歳以上のみの世帯で、病弱なため緊急時に対応が困難な世帯に対し、自宅に緊急通報システムを設置しています。高齢者の安否確認としてニーズが高く、このシステムを利用していない、見守りが必要な世帯に対する支援について検討課題となっていますが、民生・児童委員が訪問する中で、徐々に設置世帯が増えています。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	2,393人	2,110人	2,007人

(今後の取り組み)

サービスの必要な方が利用できるよう関係機関と連携し、今後も市広報紙や民生委員会議等で周知していきます。地域を含めた見守り活動体制の強化を図っていきます。

⑤救急医療情報キット

65歳以上のみの世帯、日中独居高齢者、障害者のみの世帯等に、かかりつけ医や持病などの医療情報を自宅に保管しておくためのキットを無料配布し、万一の救急時に備えます。今後も継続して民生委員を中心に周知していきます。

	H29年度	H30年度	R元年度
新規配布者数	59人	37人	23人

(今後の取り組み)

民生委員やケアマネジャーによる各世帯訪問時に、情報の更新チェックを依頼します。ひとり暮らし等で、救急搬送時に本人が情報を伝えられないような状況の場合、迅速にキットが役立つよう今後も関係機関との連携を密にします。また、広報紙等で定期的に周知し、必要な世帯に配布できるよう推進していきます。

⑥保養施設の利用助成

市指定保養施設を利用する高齢者や障害者の方に、利用料の一部を助成することにより、健康保持と体力増進、外出支援を図ります。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	31,122人	30,609人	28,801人

(今後の取り組み)

広報誌、各公民館、事業所等を通して、市民へ事業周知していきます。

⑦公衆浴場の利用助成

公衆浴場を利用する高齢者や障害者の方に、利用料の一部を助成することにより、健康及び衛生の保持を図ります。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	4,867人	4,215人	3,756人

(今後の取り組み)

広報誌、各公民館、事業所等を通して、市民へ事業周知していきます。

⑧住まい環境整備支援事業

要介護3以上の在宅要介護者、または要介護1以上の車イスで生活する方で、介護保険給付対象外で自宅のバリアフリー化など住宅改造工事（昇降機、段差解消機等）が必要と認められる場合、工事費の一部を助成し在宅生活の維持向上を図ります。

(実施状況)

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	1人	1人	2人

(目標)

	R2年度	R3年度	R4年度
延利用人数	1人	2人	2人

(今後の取り組み)

引き続き、市民、事業所等へ事業周知していきます。

⑨心配ごと相談

高齢者がかかえる様々な問題の相談に弁護士など専門機関等が応じ、解決に努めます。

(実施状況)

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用人数	183人	233人	237人

(目標)

	H2年度	R3年度	R4年度
延利用人数	235人	254人	223人

(今後の取り組み)

高齢者の不安解消に繋がるように、引き続き、広報等を通じ事業を周知していきます。

⑩屋根雪下ろし支援

市民税非課税の65歳以上のみ世帯や高齢者のみ世帯等の方で、身内の方から除雪協力が得られない場合、業者等へ依頼する際の屋根雪下ろしにかかる費用の一部を助成し、冬季間の生活の安全を守ります。ひとり暮らし、高齢者のみ世帯の増加により、雪下ろし困難な世帯が多くなってきています。また雪おろし業者の確保、屋根雪を下ろした後の雪の始末など、雪に関する支援への要望が多くなってきています。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用件数	484件	1件	0件

⑪除雪

要支援相当以上の状態で、ひとり暮らしや高齢者世帯の方に、玄関周りの除雪を行い、冬季間の生活の安全を守ります。自宅から道路に出るまでの軽度の除雪が対象ですが、それ以上の支援の問合せも多い状況です。

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用件数	201件	4件	3件

課題

地域ぐるみ雪下ろし支援事業や軽度生活援助事業の対象、その他の支援を必要とする世帯が多い状況です。

今後の方向性

- ①除雪困難世帯への支援のため、関係機関と連携し、除雪担い手の掘り起こしと情報提供体制の強化を図ります。
- ②「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」に基づき、自主防災組織等、地域ぐるみの除排雪体制が進んでいくためのしくみについて関係機関と連携します。
- ③現在の公的支援の更なる充実を図ります。

⑫給食サービス

65歳以上のみの世帯、は障害者と65歳以上のみの世帯で見守りが必要と判断された方に対し、民生委員が安否確認を兼ねて、月2回程度、ボランティアの作った給食を配達しています。(一部、業者委託の地区もあります。)

(実施状況)

	H29年度	H30年度	R元年度
延利用件数	5,024件	4,977件	4,763件

(目標)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
延利用件数	4,781件	5,116件	5,174件

課題

- ・利用希望の増加により、給食ボランティアの負担が増えています。
- ・作り手であるボランティアが少なくなっています。

今後の方向性

- ①民間の弁当配達事業所の情報収集や調整を行い、活用促進していきます。
- ②地域の見守りボランティア育成に向けた意識の向上を目指します。

(8) 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

第4期の検証

(実施状況)

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定調査票のチェック・点検	1,396	1,176	1,173
ケアプラン点検	15か所	13ヶ所54件	6ヶ所
住宅改修等の点検	121	82	80
介護給付費通知	2,329	2,578	2,687

課題

利用者の本音や問題点が発見できるよう、介護相談員のコミュニケーション技法の向上や知識の習得に努めます。また、必要に応じ派遣回数を見直しを行います。

介護給付費適正化事業については、介護事業者に対し、ケアプランの記載方法に加え、自立支援に向けたケアプラン作成などケアマネジャーの質の向上について指導助言していきます。また、県の介護給付費適正化計画に基づき、介護給付費の縦覧点検等、給付の適正化に向けた取り組みを引き続き実施していきます。

今後の方向性

次の5事業を充実・強化することで介護保険の適正化を図っていきます。

(取り組み)

- ①認定調査票のチェック・点検
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤介護給付費通知

(数値目標)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票チェック・点検	全件	全件	全件
ケアプラン点検	6件	6件	6件
住宅改修等の点検	全件	全件	全件
縦覧点検・医療情報との突合	継続実施	継続実施	継続実施
介護給付費通知の送付	2,500件	2,500件	2,500件

(9) 介護人材の確保・育成・定着

①人材確保に向けた取り組み

平成29年度から「勝山市介護人材確保奨励金事業」を実施しています。新たに勝山市の事業所に勤務し勝山市民となった場合等に、1年あたり10万円を3年間にわたり交付するものです。

この事業は、令和元年度に医療機関、令和2年度に障害福祉サービス事業所を対象に加え、「勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業」として実施しています。

この事業を活用し、介護人材を確保できるよう事業所を支援していきます。

【実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業	3件	4件	5件

【介数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業	5件	7件

②質の向上に向けた取り組み

・介護相談員派遣事業

介護相談員が介護事業所を訪問し、介護サービス利用者から利用状況等を聞き取り、聞き取り内容を事業者に伝えることにより、利用者の疑問や日常的な不満、不安を解消していくと共に、事業者が行うサービスの質的な向上を図っています。1施設当たり派遣回数は年間4～6回ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業を中止しました。主な相談内容は、健康や医療に関することが最も多く、次は生活全般となっています。

○派遣実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
相談員数(人)	5	5	6
派遣事業者数(か所)	25	25	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
延べ派遣回数(回/年)	143	128	

○相談内容

相談内容	平成30年度		令和元年度	
	件数	%	件数	%
介護保険制度・利用料	49	2.7	60	4.2
設備・職員の対応	193	10.5	99	7.0
食事・嗜好品	187	10.2	171	12.0
トイレ・排泄	32	1.7	28	2.0
入浴・清潔	83	4.5	65	4.6
その他生活全般	330	18.0	213	15.0
健康・医療	743	40.4	581	40.9
その他	221	12.0	204	14.3
合計	1,838	100.0	1,421	100.0

・ケアプラン等の点検

市内のすべての介護事業所を対象に、計画的にケアプランやサービス提供計画の点検を実施しています。高齢者の自立支援につなげるために助言を行っています。

・地域密着型事業所連絡協議会の支援

自主組織である地域密着型事業所連絡協議会が行う研修会の講師謝礼の一部を負担し、質の向上につながるよう支援しています。

(10) 高齢者の住まいの確保

高齢者数の増加、独り暮らしや高齢者夫婦世帯の増加により、高齢者が安心して暮らすための住まいの在り方は多様化しています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身の状態や「住まい」の変化に応じた住まいの確保が必要です。

(11) 災害に対する備え

近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から災害に対する備えを行っていくことが必要です。介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

(12) 新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組み

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行期に、介護サービスの提供が行えるように感染拡大防止の取り組みが必要です。

(取り組み)

- ・日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発
- ・感染症発生時に備えた平時からの事前準備
- ・感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築
- ・県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備
- ・介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

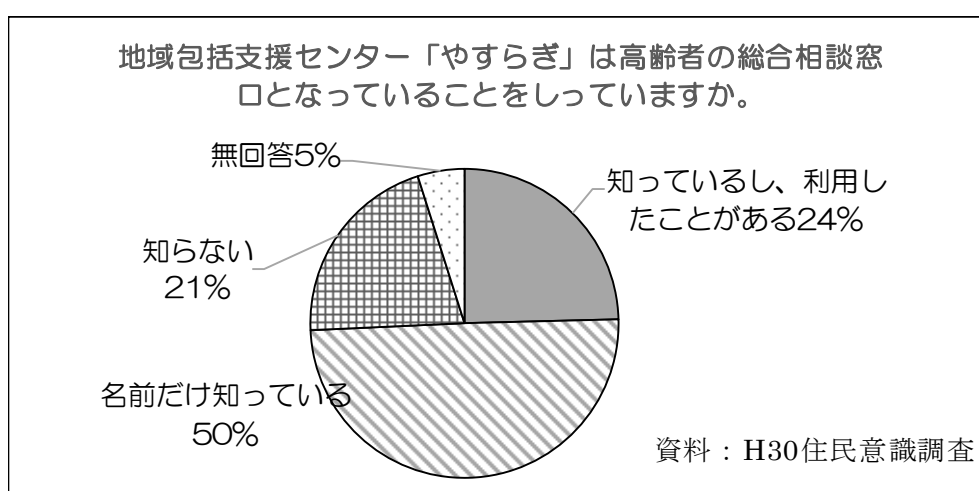
4. 高齢者の総合相談・支援の充実

(1) 地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化

地域包括支援センター「やすらぎ」は、高齢者の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種と、医療コーディネーター、認知症地域支援推進員等を配置し、様々な相談に対応しています。また、高齢者の情報の集約、関係機関との連携などにより高齢者施策の拠点としての役割を果たしています。

現 状

・H30の住民意識調査では、地域包括支援センター「やすらぎ」が高齢者の総合相談窓口と知っている人は74%、知らない人は21%でした。



・高齢者に関する相談は、令和元年度 2,240 件でした。

【高齢者に関する相談件数】

(単位：件)

	窓口	電話	訪問	出前	湯ったり	合計
平成29年度	348	242	424	10	1,387	2,411
平成30年度	385	262	568	15	1,406	2,636
令和元年度	371	247	428	5	1,189	2,240

・相談内容のうち、認知症、医療コーディネーター、困難事例に関する相談は、年々増加傾向にあります。

【認知症、医療コーディネーター、困難事例に関する相談(再掲)】(単位：件)

	認知症	医療コーディネーター	困難事例
平成29年度	65	20	13
平成30年度	73	26	24
令和元年度	99	29	21

課題

- ・高齢化の進行に伴い、今後も医療や認知症に関する相談は増加すると思われます。
- ・地域包括支援センターだけでは対応しきれない困難事例について、今後も医療や福祉などの関係機関と連携をしながら、適切に対応していく必要があります。
- ・相談に対し、適切に対応し支援につなげ、その結果を把握していくことで、相談窓口としての質を向上していく必要があります。

今後の方向性

①高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者総合相談窓口としての機能を果たします。

(取り組み)

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」の周知を行うとともに、窓口、電話相談や出前相談会等により、相談支援を強化します。
- ・困難事例が増える中、医療や介護等の関係機関と連携を強化し、対応していきます。
- ・医療コーディネーターや認知症地域支援推進員による専門的な対応を行い、増加すると思われる医療や認知症の相談に対応します。
- ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種の配置とそれ以外の専門職等を配置し、体制を強化します。
- ・地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握し、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置を行い、安定的な運営を行います。
- ・地域包括支援センターの効果的な運営の継続のため、事業評価を行い、業務改善につなげていきます。また地域包括支援センター運営協議会において、運営方針の審議や運営の評価を受け、適切に行っていきます。

【地域包括支援センターの周知に関する数値目標】

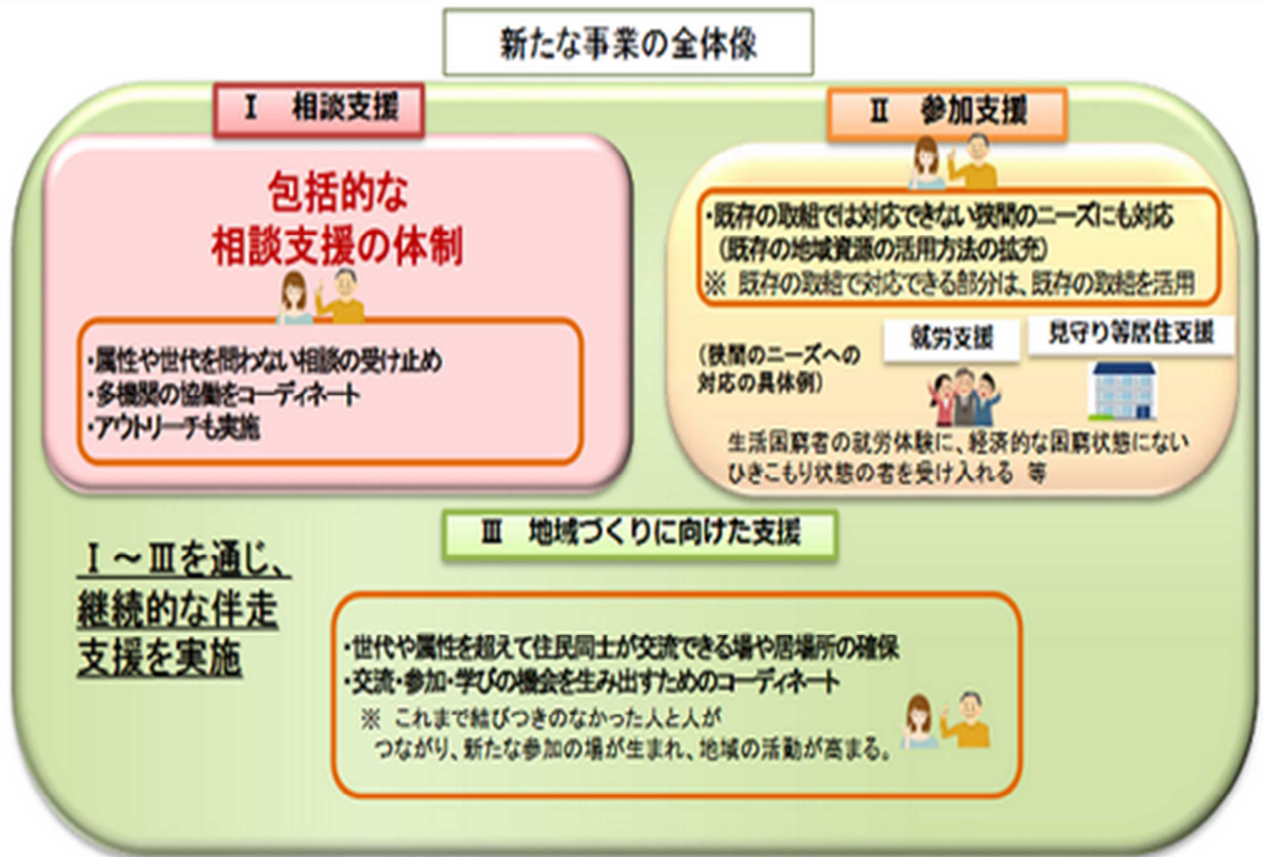
項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域包括支援センターの認知度	74%	90%

②地域共生社会に向けた取り組みの推進

地域包括支援センターへの相談事例の中には、介護が必要な高齢者と障害などにより支援が必要な子や孫とで構成される世帯、生活困窮の世帯などがあります。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）に取り組み、①断らない相談支援 ②社会とのつながりや参加の支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に行えるよう、関係機関と連携し検討を進めていきます。

【地域共生社会に向けた取り組みに関する数値目標】

項目	現状（令和2年度）	目標（令和5年度）
庁内関係機関における取り組みの検討	重層的支援体制整備の実施検討	重層的支援体制整備の実施



(2) 介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実

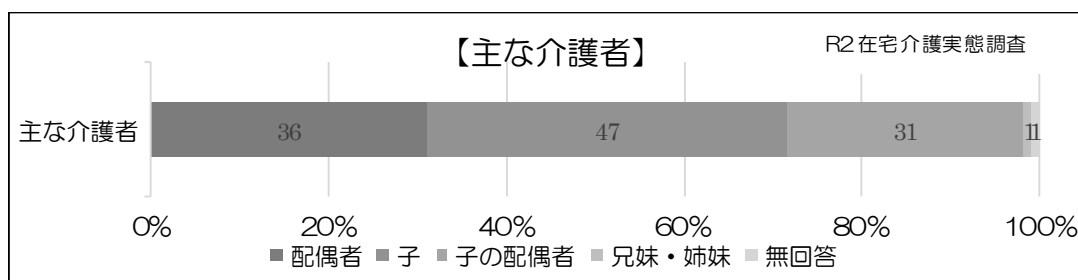
家族関係や、生活形態はさまざまであり、介護問題も多様になっています。そんな中、先が見えないことによる介護者の心身の負担は大きく、離職や転職など社会生活にも影響が及ぶこともあります。地域包括支援センターでは、家族からの相談も多く、本人の状態のみならず、各々の家族の状態を把握し、家族の介護負担軽減の視点を持ってサービスの紹介・調整・支援を行っています。

介護される側も介護する側も高齢化しています。要支援者でありながら、主たる介護者となっている方もいます。適切な介護手法を専門家から具体的に指導を受けられる家族介護支援事業を実施しています。

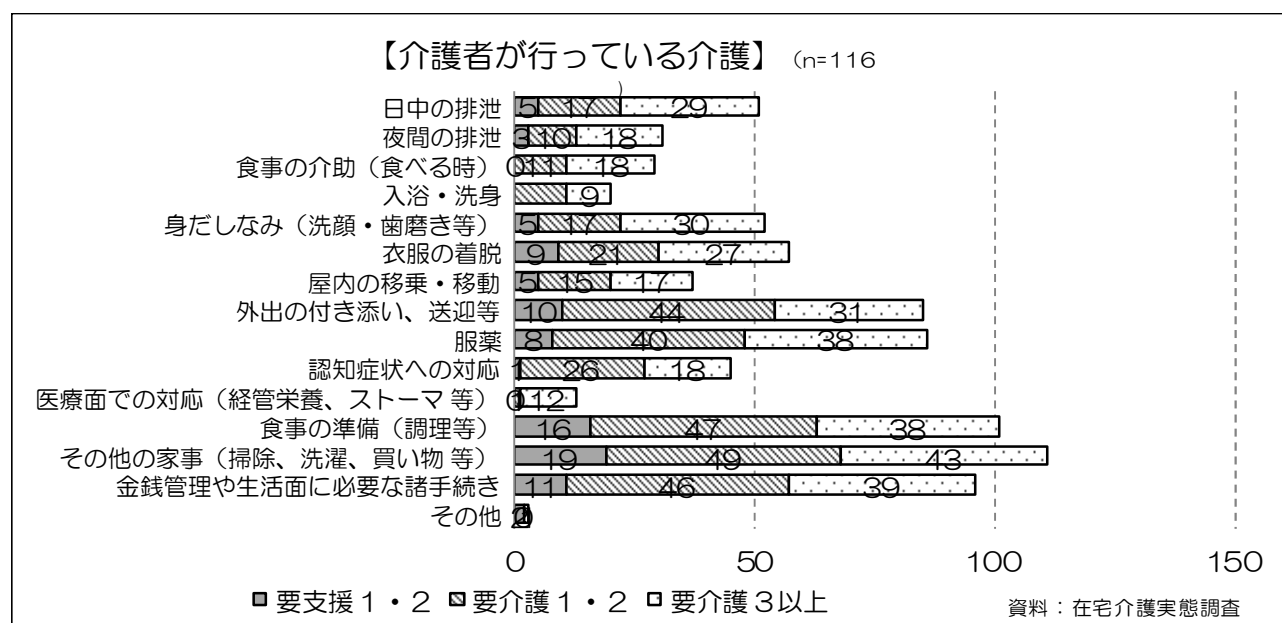
特に、認知症介護者は心身の負担が大きく、虐待につながることもあり、多方面の支援が求められます。平成27年度からは、「認知症カフェ」を開催し、当事者、介護者が互いに交流・リフレッシュできる場を設けています。また、男性が女性を介護する際に、トイレやお店で偏見を持たれ、辛い思いをすることがあります。あたたかく見守りの視点をもってもらえるよう介護マークを作成し、希望者に無料で配布しています。

現状

- ・主な介護者は、子が多めで多く、次いで配偶者でした。

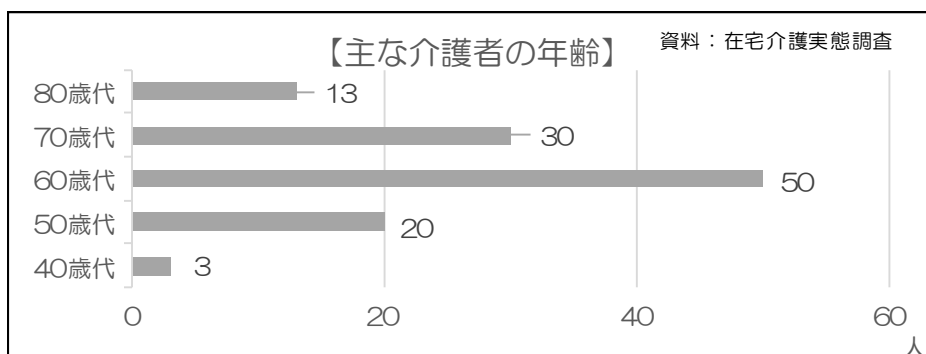


- ・介護者が行っている介護では、「その他の家事」「食事の準備」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」「外出の付き添い、送迎」「服薬」が多い状況です。

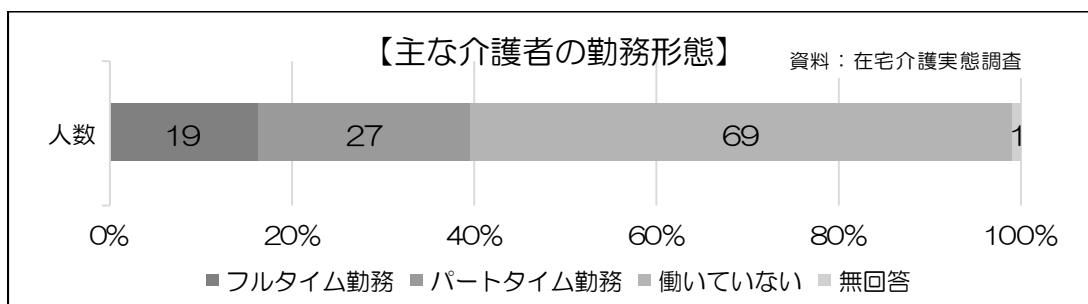


・主な介護者が「不安を感じる介護」は、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」が多い。「医療面での対応」に不安を感じる人もあった。

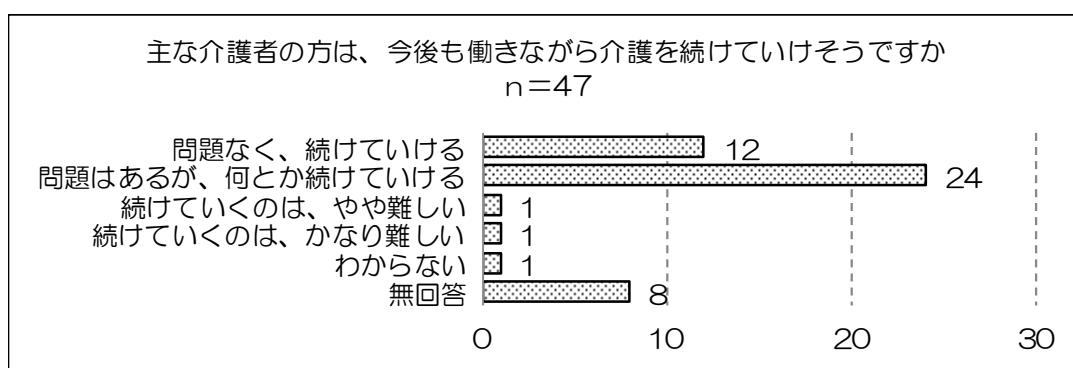
・主な介護者の年齢は、60歳代がもっとも多く、次いで70歳代でした。



・主な介護者の勤務形態では、フルタイム勤務、パートタイム勤務を合わせて約4割が介護をしながら働いている状況であった。



・今後も働きながら介護を続けていくことについて、問題ない人は12人、問題がある、続けていくことは難しいと答えた方は、26人でした。



【介護者の負担軽減に関する実施状況】

①介護用品（紙おむつ）支給事業

要介護1以上の方に紙おむつを支給限度額の範囲内で助成、配達支給します。

(要支援者は配達のためのサービス)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用件数	4,488件	4,493件	4,515件

②家族介護支援事業

要支援・要介護者を在宅で介護している介護者の悩みや介護方法について、介護の専門家がご自宅に訪問し相談にのります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数	9件	4件	6件

③認知症カフェ

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症カフェ	18回	28回	21回

課題

- 適切な介護方法や認知症への対応方法を学び、介護の工夫や介護負担軽減が求められます。
- 介護者が高齢な場合等、介護者や家族に合わせて適切な介護サービスへつなげる必要があります。
- 認知症の方を介護する家族の心身の疲労や不安が大きいため、お互いに交流や情報交換気分転換できる場が必要です。
- 認知症高齢者を抱えて対応に悩み虐待につながることもあるため、家族への支援が必要です。

今後の方向性

- ①各種相談受付時には、常に本人・介護者（家族）両者の視点にたち、より良い支援に繋がります。
- ②介護の工夫や、効果的な介護方法、またサービスの利用について普及啓発を図ります。
- ③虐待は介護負担が原因となっていることが多いため、介護負担軽減に努めます。
- ④介護用品（紙おむつ）支給事業引き続き、市民、事業所等へ事業周知していきます
- ⑤家族介護支援事業事業の周知を行い、在宅で介護を行う家族の負担軽減につながるように取り組みます。

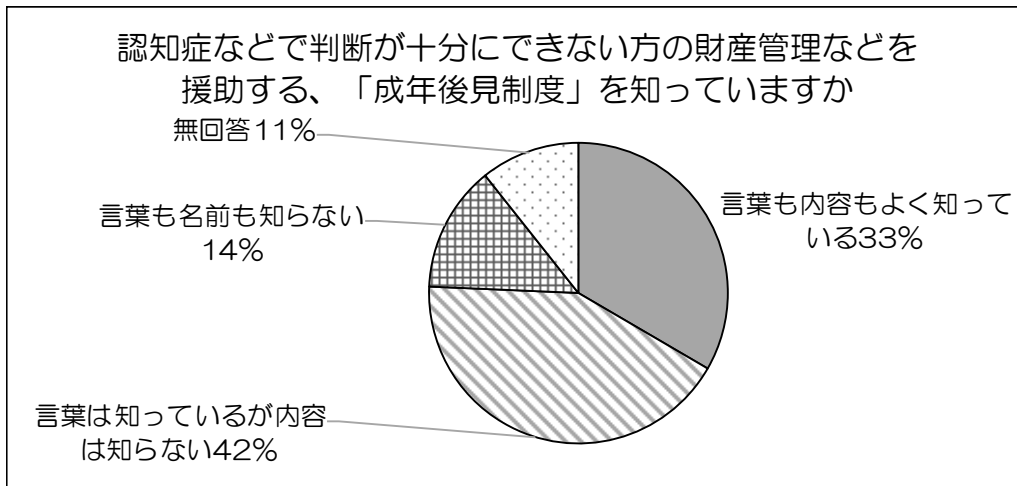
(3) 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進

① 成年後見制度利用促進体制の充実

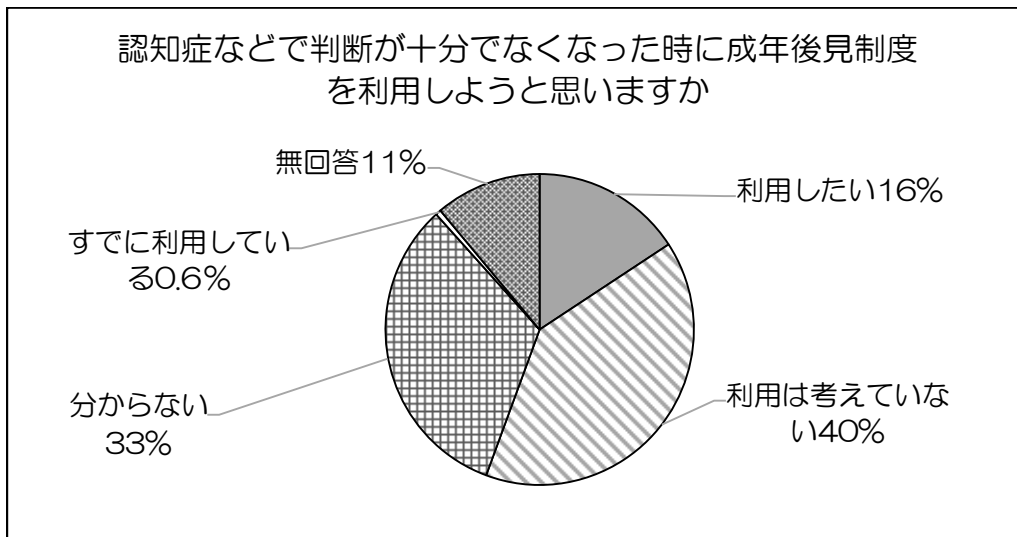
認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対して、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の命、身体、自由、財産等の権利を擁護することができます。今後、高齢者数の増加により、成年後見制度を必要とする人の増加が見込まれるため、成年後見制度の周知と活用を推進します。

現状

- ・「成年後見制度」について、言葉も内容もよく知っている人は33%、言葉は知っているが、内容は知らない人は42%、言葉も内容も知らない人は14%でした。



- ・成年後見制度を利用しようと思う人は16%で、考えていない人は40%、分からない人は33%でした。



【成年後見制度に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見制度の講座の実施	0	1	0
成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制の整備	—	関係機関と検討	関係機関と検討

- *平成29年度は大雪、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- *令和元年度より、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置について、障害部門や他市町とともに検討中。

課 題

- 認知症などで判断が十分でないなど成年後見制度を必要とする人が増加すると思われるため、制度についての周知が必要です。
- 成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、利用できるように支援する必要があります。
- 平成25年度に社会福祉協議会と連携し、市民後見人(成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた一般市民による成年後見人)養成講座を実施しましたが、その後は実施できていません。
- 自身の権利を守り最期まで自分らしく生きることができるよう、成年後見等を含めた、老後の生き方を考える機会が必要です。

今後の方向性

成年後見制度を必要とする人が適切に制度につながるように取り組みを行い、制度の利用促進を図ります。また、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関の設置や市町村計画の策定に取り組みます。

(取り組み)

- ① 成年後見制度について、市広報等や研修会の開催などにより周知します。
- ② 成年後見制度について、相談・対応していきます。
- ③ 日々の相談業務や、介護や福祉・医療関係者、民生委員等と連携することなどにより、制度を必要とする人を早期に発見し、利用に繋げます。
- ④ 成年後見制度の利用について、勝山市社会福祉協議会の成年後見サポートセンター「ささえ愛」と連携し、制度の説明や利用を進めていきます。
- ⑤ 成年後見制度の利用について、必要な方に対して市長申立や申立費用の助成を行います。
- ⑥ 中核機関の設置について、障害部門や他市町と連携します。
- ⑦ 市民後見人の養成に取り組みます。

【成年後見制度に関する数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
成年後見制度の広報や講座等の開催	継続実施	継続実施
成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置	障害担当や関係機関等と検討	中核機関設置

②消費者被害

高齢者を狙った悪徳商法は後を絶ちません。被害にあった高齢者は、認知症などの病気や障害の特性から、自分から被害を訴えることができないことや、被害の自覚さえないことがあります。このような相談を受け付けた場合は、消費者センターと連携して対応をしています。また、認知症などにより金銭管理が難しくなっている高齢者には、病院受診を勧めたり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を勧めたりしています。

③高齢者虐待防止

（家族等の介護者による虐待）

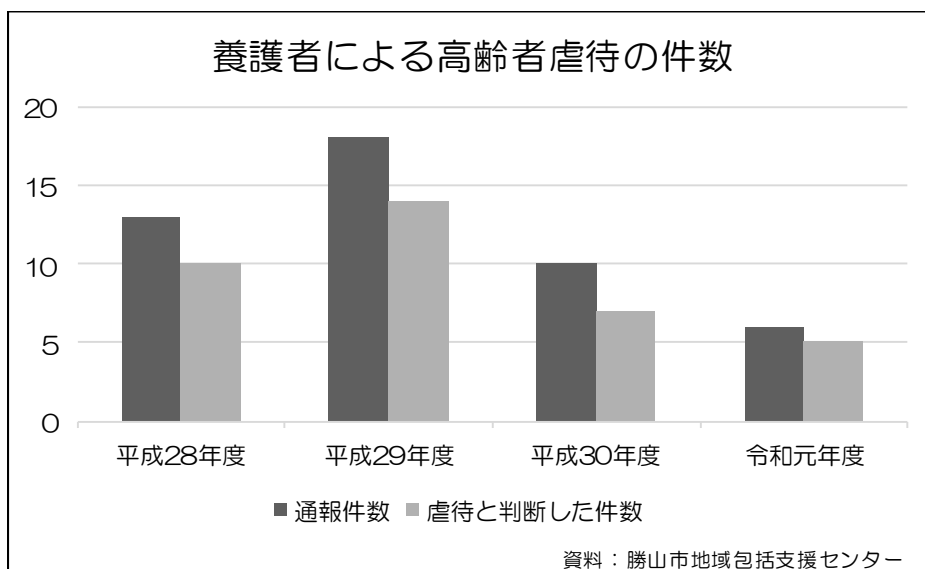
介護負担や認知症対応の苦慮等による高齢者虐待が見られます。また、近年は障害のある(疑われる)子からの虐待が多く、医療や福祉等の関係機関との連携が必要なケースが増加しています。勝山市では平成19年度より「勝山市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設定し、関係機関との連携の構築を図っています。また、介護支援専門員等と連携を行い、虐待防止や早期発見、早期対応に努めています。

その他、サロン等で虐待防止の講座を行うなどして、虐待防止について必要な知識を伝えたり、見守りについて啓発を行ったりしています。その結果、近隣住民や民生委員からの相談や通報も見られます。

（施設従事者による虐待）

施設従事者等を対象とした研修会を通して、虐待防止法や対応窓口等の周知を行っています。

現在、介護施設従事者の職員数が不足しており、職員一人当たりの業務負担が大きくなっています。



*養護者とは・・・高齢者を現に養護する者であって介護施設従事者等以外のもの

【虐待防止に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虐待防止出前研修			
市民対象	6回	2回	1回
介護事業所対象	3回	4回	3回
高齢者虐待防止ネットワーク会議	2回	2回	2回

課題

- ・消費者被害や虐待は、被害に気づかない期間が長いほど深刻な事態になることが多いため、早期発見が課題となります。また、当事者が気づかないケースもあるため、周囲の人が異変に気づき対応につながるよう、地域の見守りについて普及啓発していく必要があります。
- ・虐待者自身が障害などの課題を抱えているケースも多いため、関係機関と連携をした対応が必要です。
- ・施設職員数の減少等により今後も職員の負担が大きくなることが予測され、施設内での不適切な介護の慢性化などが危惧されます。

今後の方向性

地域住民や関係機関と連携をしながら、高齢者の権利侵害の予防・早期発見を図ります。
(取り組み)

① 広報・普及啓発

市民や民生委員等を対象に講座等を実施し、地域の高齢者見守り活動を推進し、消費者被害や高齢者虐待の防止・早期発見を図ります。

施設従事者による虐待防止についての研修会を行い、施設内での虐待防止を図ります

② 相談・支援

虐待に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら支援します。





③ ネットワーク構築

高齢者等虐待防止ネットワーク会議等の開催や介護サービス事業所等の関係機関を対象とした虐待防止の研修会を行い、連携を強化して虐待の防止・早期発見に努めます。

【権利擁護と虐待防止に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
虐待防止出前研修	継続実施	継続実施
高齢者虐待防止ネットワーク会議	2回	2回

【勝山市の高齢者の健康目標と取り組み内容】

	健康なとき	体が弱ってきたとき	介護が必要になったとき
健康度			
健康目標	健康づくりに取り組み、生活をいきいきと暮らす	介護予防に取り組み、自分らしく暮らす	適切なサービスを利用し、安心して暮らす
取り組み内容	健康づくり	介護予防	地域包括ケア(*) 在宅ケアの推進
高齢者自身が行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかり運動 ・適正な体重維持 ・地域活動に積極的に かかわる 	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかり歩く・動く ・よく噛んで、しっかり食べる ・地域活動に積極的に 参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかりリハビリ ・きちんと口腔ケア ・しっかり栄養管理 ・できるだけ外へ出る (閉じこもらない)
高齢者が利用できるもの	<p>健康づくりのために 各種健康診断、健康教室 民間の運動教室 など</p> <p>生きがいづくり・人との交流のために 近所の交流、老人クラブ、地区の集まり（サロンなど）、 ボランティア活動 など</p> 	<p>体が弱ってきたら 介護予防教室、 民間の運動教室 など</p>	<p>介護が必要になったら 【相談窓口】 健康長寿課 地域包括支援センター ケアマネジャー など</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービス（訪問介護、通所介護、訪問看護等） ・施設サービス <p>医療が必要になったら 通院、入院、往診、訪問看護 など</p> <p>生活の支援が必要になったら 社会福祉協議会やシルバー人材センター、民間が行うサービス など</p> <p>【福祉サービス】 心配ごと相談、保養施設・公衆浴場の利用助成 給食サービス、緊急通報システム、救急医療情報キットなど</p> <p>【福祉サービス】 介護用品（紙おむつ）支給事業</p>

(*) 地域包括ケアとは・・・高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのこと

